

# 総務産業委員会報告書

平成27年12月7日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成27年12月7日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
議案第123号 備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第129号 備前市監査委員条例の全部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第130号 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第141号 備前市瀬戸内市監査委員事務局の共同設置について	原案可決	あり
請願第 7号 「中国」の呼称の適正化を求める請願	継続審査	—

### <所管事務調査>

- ふるさと納税について
- びせんnaviについて
- 市ホームページについて
- 公共施設等総合管理計画について
- 備前焼ミュージアムについて
- 日本遺産認定（備前焼）について
- 市庁舎問題について

### <報告事項>

- 契約議案(防災行政無線デジタル移動系整備工事)の追加提出について（危機管理課）
- 備前市過疎地域自立促進計画について（企画課）



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第123号の審査	2
議案第130号の審査	5
議案第141号の審査	15
議案第129号の審査	26
請願第7号の審査	27
報告事項	27
所管事務調査	31
閉会	43



## 総務産業委員会記録

招集日時	平成27年12月7日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後3時07分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷 繁		西上徳一
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	秘書広報課長	藤田政宣
	危機管理課長	大岩伸喜		
	総合政策部長	藤原一徳	企画課長	佐藤行弘
	総務課長	高橋清隆	財政課長	河井健治
	契約管財課長	尾野田瑞穂		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	高山豊彰
	会計管理者	金井和字	監査事務局長	中野新吾
傍聴者	議員	守井秀龍	立川 茂	森本洋子
		星野和也		
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

## 午前9時30分 開会

○田原委員長 おはようございます。

出席者は全員です。定足数に達していますので、ただいまから総務産業委員会を開会します。

なお、本日の委員会及び予算決算の分科会の進め方については、今までどおり、まず委員会で議案、請願の審査を済ませて、休憩をとって予算決算の分科会を開会させていただき、その後、委員会を再開して所管事務調査、報告事項等に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。特に、今回委員会閉会後に総合運動公園、所管は厚生文教委員会ですが、予算審査が当分科会に入っていますので、現場を見ておこうということで、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、審査に入りますが、御案内のとおり、今回委員の変更がございました。山本成委員にかわって石原委員が当委員会に変更になっていますので、御紹介をします。

○石原委員 石原です。途中で委員会の異動があったわけですが、しっかり取り組んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○田原委員長 なお、執行部も高山吉永総合支所長が10月13日付の異動でかわっています。この委員会では初めてと思ひますので、改めて紹介します。

○高山吉永総合支所長 10月13日付の人事異動により、吉永総合支所に配属になりました高山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

\*\*\*\*\* 議案第123号の審査 \*\*\*\*\*

○田原委員長 それでは、審査に入りたいと思ひます。

まず、議案第123号備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書の3ページです。

○掛谷委員 備前市の有給休暇に関するの暦年から年度管理という話です。特に、その理由というのが、退職及び人事異動の周期である年度にするということですが、そのほかの理由はないのでしょうか。

それと、これにより年で終わってしまう有給休暇が3カ月ほど延びるわけですが、その影響はどういうものがあるのか、教えていただければと思ひます。

○高橋総務課長 そもそも目的については、採用、退職のサイクルの4月から3月に合わせるということで、それ以外の目的というのは大きくはないです。

それから、3カ月ずれることによる弊害は、その辺は考慮しており、3カ月分の、40日保有者であれば5日分をプラスして付与するという形をとっていますので、その辺は特に問題ないというふうに考えています。

○尾川委員 それで、今5日分40日取得というか、20、20の40日で5日分付与するということですが、それに伴う予算というのはどのくらいプラスになるわけですか。

○高橋総務課長 予算上の措置としては、休暇を職員に与えるということなので、予算上への反映というのは特にございません。

○尾川委員 予算上というても、結局月給制ですから、日給制ではないので影響はないと思うが、どういう計算をしてこの5日分は出しているのか。

○高橋総務課長 5日分という計算については、年間付与日数の20日分の3カ月ですので、12分の3カ月で、4分の1ということで5日間を付与しています。

○尾川委員 それに議論を絞って、市役所の有休というのは、最初から40というか20日出るわけですか。要するに、有休が少ない人に対しても5日ですかという質問です。

○高橋総務課長 市役所の場合は、民間とは少しシステムが違っており、4月採用になって、これで年度管理ということになれば、最初から20日がつくという仕組みになっています。

○尾川委員 そうですか。最初から、採用になった4月1日に20日、すぐ出るわけですか。

○高橋総務課長 通常、民間でしたら、半年とかを0.8をクリアしたらというような規定があるわけですが、市役所の場合はそのような規定はございません。

○尾川委員 ということは、もう入ったらすぐ20日出るということですか。

○高橋総務課長 委員のおっしゃるとおりです。

○尾川委員 ちょっと確認ですが、段階的にはふやしていかないという、そういう優遇がされているわけですね。労働基準法、有休の問題、最初8から始まるとか、今ちょっと私見していないので10から始まるとか、変わっているかもわからないが、要するに、3カ月と80%の出勤がなければ出ませんとかという一つのルールがあったと思う。それが、最初からもう20出ることですか。

○高橋総務課長 20日付与されます。ただし、今の規定でしたら、1月に今は付与されていますので、4月入社の場合は案分の日数で20が丸々出るのではなく、15日から付与されるというような形になっています。

○尾川委員 さきほど質問もありましたが、何でこの時期にこういうルールを変えるのかが一番ひっかかるところです。これだけ公務員の優遇措置がされていて、なおかつ年度にするとということで、結局退職する人は5日分ふえてくると。普通だったら、もう40で終わるところが5つふやさなければいけない。逆の場合も出てくるかもわからないが、何でこの時期に有休の区切りをしたのか疑問です、何を目的にしているのか、本当のところは。

○高橋総務課長 1月1日の付与にした場合に、再任用制度とかも始まって、現場のほうから聞こえてくる声と言うのが、実際3月末で退職を予定されている方については、1月1日で、丸々の人で40持ったまま3カ月間の勤務ということになります。その3カ月間の勤務日数を計算してみると、61日です。その61日に対して、使用者側が有休の使用については干渉できないというルールがございますので、大まかに言うと、60日のうち40日休んでも、実際のところは可能であると。ということは、三月のうち二月を休んでも、実際は取得可能であるという現実があり、実際そういうとり方をされた方がおられ、現場のほうは回らないと。それでしたら、もう4月付与の退職までで、個人がうまいこと休暇を回していただくという考え方のほうが妥当ではないかというふうに考え、今回提案をさせていただいています。

○尾川委員 一般的に、こういう年度の締め、民間企業だったら大体4月とかになっていると思う。ほかの自治体はどういう形になっているのか、一般的には。近辺だけでもわかれば教えてください。

○高橋総務課長 暦年の管理、それから年度管理は両方あります。ただ、県内の状況で言うと、年度管理をしているところは倉敷市と美作市だけです。ただ、これはその地域性にもよりますが、関東のほうだと年度管理が多くなってきたりして、まちまちですが、今後は年度管理に移行する団体がふえるのではないかとというふうに私は予想しています。

○山本（恒）委員 うちの職員の平均は、年休は何%とっているのか。

○高橋総務課長 先日の一般質問の中で抜粋してお答えした有休の取得率というのは約19%になっています。

○山本（恒）委員 ほんなら、10日ちょっとしかとってないわけですか。

○高橋総務課長 10日までは届いていません。もうちょっと少ない率です。

○山本（恒）委員 丸々40日とる人はおられないのか。私は40日あるから40日とりますよと。この人らは常識があるから5日ほどしかとりませんよというような。

○高橋総務課長 丸々とられる方というのは、例えば傷病に伴うものであるとか、そういうケースで丸々とらざるを得ない方というのは見受けられますが、御自身が病気に伴わずに通常の年休を40日とるとというのは、最近では余り見かけない状況です。

○山本（恒）委員 ほんなら、勤務評定のとてもいい人でもとって、私の考えだったら、勤務評定の悪い人がようまるっきりというような話を昔よく聞いていたけど、今ごろは皆レベルが高くなっているのかな。

○高橋総務課長 勤務評定と年休の消化率の相関関係というのはちょっと一律ではないかと思っています。

○山本（恒）委員 備前市は休憩時間というのは何時から何時までになっているのか。

○高橋総務課長 12時から1時です。

○山本（恒）委員 大体それだけで、あとほかに休憩時間はないのか。

○高橋総務課長 その1時間だけです。

○山本（恒）委員 ほんなら、たばこ吸う人は、途中で朝来たらおりませんよというて、どこに行っているのかといえば、3階へ上がっているような人もたまにおるわけです。その人たちは、1日に10分、それが1年といえば、とても勤務差というか休憩差というか、そこら周りはどうなのか。

○高橋総務課長 喫煙については、市民の方からの投書もいただくこともございます。他の自治体でしたら、喫煙時間を完全に休憩とみなしているような団体も少数ですがございます。ただ、嗜好の範囲ということで、例えば飲み物を飲んでいる時間であるとか、そのあたりと比べるとなかなか線引きが難しいというのが現実の問題ではないかと認識しています。

○山本（恒）委員 私が余りにも神経質過ぎるかもわからないけど、たくさんで帰ってきたら、

移り香りがして臭いが。昼の休憩のときは仕方がないが、そんな感じがあるから、ようそこら周りも総務課長がすることかわからないけど。

○高橋総務課長 委員の貴重な御意見を今後に活かして、職員も職務専念義務がございますので、その辺の意識を高めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○田原委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第123号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案第123号の審査を終了します。

\*\*\*\*\* 議案第130号の審査 \*\*\*\*\*

次、議案第130号備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

議案書31ページです。

○尾川委員 質疑でもありましたが、高度の専門的な知識、経験またはすぐれた識見を一定期間活用してするというので、その業種というか、対象の資格取得者というか、それをもう一度確認したいので、教えてください。

○高橋総務課長 高度な専門的知識等を有する者として厚生労働大臣が定める基準がございます。その中に規定されているものを読み上げてみたいと思います。公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士、弁理士、それからシステムエンジニアリングの高度な専門的知識の職種もその中に含まれています。

○尾川委員 厚生労働大臣が指定している根拠法令を教えてください。わからなければ後でもいいです。

それで、要は備前市で、今いろいろリストが上がったが、それはもう全部ということで、何になるかわからない、要するにある程度絞った形の資格取得というか、資格かどうか確認したい。

○高橋総務課長 今、よその任期付職員の活用事例というのを確認すると、多いのは、公認会計士、医師、弁護士等が多いが、その時々業務的に需要が発生した職種を任期つきで採用していくという方向で考えています。この条例を提出させていただいているというのが、専門的知識等を有する者だけに焦点が当たってしまっているわけですが、実は業務量の一時的な増が見込まれるものの一般職、それから民間委託などで終了が見込まれるものへの対応の一般職等もこの条例

の中には入っていますので、専門的な知識を有する者だけの採用の条例という意味合いではないので、よろしくお願いします。

○尾川委員 この間の質疑の中で、ある程度限定したものと推察したが、今の説明を聞いたら、早く言えば、誰かが決めて必要と認めたときには、この条例に基づいて業務に従事させるということができるといえることですか。

○高橋総務課長 わかりやすい例えば具体例を挙げて見ると、最近の制度では、育児休業というのは3年までに延びています。3年そこの業務を、例えば保健師なら保健師としますが、保健師の方が3年育休をとられる。しかしながら、臨時で保健師を募集しても金額的な面と、それから実際従事する方が少ない状況にあるので、応募がないという状況で保健師の方を採用できないということになります。そうなった場合、その3年間で帰ってくるということは決まっていますので、その方を永久的に雇うということではなく、3年の任期で帰ってくる間、保健師業務をしていただくというような対応もこの中で柔軟に考えているので、御理解を賜りたいと思います。

○掛谷委員 この名前としては特定任期付職員ですか、第8条の2項のあたりに退職手当、それから期末手当という言葉はないが、こういった退職金みたいなものがあるのかどうかとか、期末手当の処遇というのはどういう形になるのか、それをまず教えていただきたい。

○高橋総務課長 退職手当については、年数は少ないですが手当は出るということになっています。それから、期末勤勉のうち、勤勉手当については支給対象外となっています。

○掛谷委員 退職手当というのは、定数というか勤めた日数なり月数なりによってそれが定められるのでしょうか。考え方。

○高橋総務課長 退職手当組合というところに私ども備前市は所属していますが、そちらの規定により、例えば3年勤めたら、一般的に採用から3年で退職した率の退職手当が支給されるということなんです。

○掛谷委員 そもそも、これを条例化していこうという一番の目的が、尾川委員が言われたように、育休での保育士とか保健師とか、若い世代の人たちが育休等で最大3年ですか、そういった穴がぼっかり発生した場合に大変な職場環境になるわけで、そういう部分と、いわゆる本当に専門知識、例えば情報のITの専門のような限定付の雇用、そういうものと2つあると思うが、どちらも想定を、一つは想定しているようだが、その辺の考え方は市としてはどういうところにそういう採用を考えているのか、わかる範囲で教えていただきたい。

○高橋総務課長 先ほどもいろんな職種を申し上げたが、もちろん仕事ありき、人ありきであってはいけないと思っていますので、仕事ありきで業務が発生したときに任用をします。ただ、これのもと法は、国のほうで一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が既に平成14年から施行されているので、今まではなかなかそういう職種も想定ができなかったということですが、実際現場が困っている状況、それからその上位法とあわせて考えたときに、今回提出をさせていただいてそれに対応していこうということですので、御理解を賜りたいと考えています。

○掛谷委員 その際、契約があると思うが、最初5年以内ということを答弁されましたが、実際は3年なのか5年なのか。それと、例えば最初の契約がされた、その契約前に解除というのは当然ないと思うが、契約というのはそれぞれ2年とか1年とか、最大5年ですか、そういう相手との雇用というのは、最初に結ばれるべきことなので、そのルールは最後まで、途中で要りませんということはないわけでしょうか。

○高橋総務課長 まず、任期について申し上げますと、高度な専門的知識等の任期付職員については5年以内と法で定められています。それから、その一定期間の業務が終了する、それとか業務がふえる、そういうところに対応していく職員については3年以内とされています。個別の任期については、やはりどれぐらいの業務量になるかということで、何年以内という書き方をされていますので、業務の見込みに合わせた契約年数になろうかと考えています。

○掛谷委員 以内ということなので、特定に2年間とか1年間とか、そういう契約にはならないですか。以内と言われたら、1年も2年でも3年以内ですね。そういう契約時のきちとした年数というのが取り交わされるのが普通だと思うが、そのあたりはどういう運用をされますか。

○高橋総務課長 例えの話ですが、今育休を1年とられている方の代員ということになれば、2年という契約になろうかと思えます。ですので、あくまでもいっぱいまでの契約というのではなく、あらかじめ年度に合わせた個人個人の契約になろうかと思えます。

○石原委員 初めてなりに調べて見ましたが、総務省のホームページにありましたが、この中で事例として、上位法の第3条の中に、先ほど上げられたような本当に専門的な職種の方のほかに、事例として自治体ではまちづくりや広報関係の民間の知識、経験を有効に活用できる職にも活用している事例が見られるということですが、先ほど言われた資格の職種の中に、こういう方々も含まれるかもしれませんが、まちづくりとか広報というところにも採用していけるということですか。先ほど上げられたような方以外でも。

○高橋総務課長 高度で専門的な知識を持っているかどうかというのは、それぞれ判断しなければいけないと思いますが、通常的一般職、フルタイムの一般職として御活躍いただくということは可能ではないかというふうに考えています。

○石原委員 3条においての任用では、先ほど上げられたようなとにかく資格が必要になるということで認識しておけばよろしいでしょうか。

○高橋総務課長 厚生労働省が定める職というのは、資格職については先ほど申し上げたような資格職ですが、ただその他の項にもありまして、一定の学歴及び実務経験を有する者で年収が幾ら以上の者というような規定もされているので、その辺でまちづくりについて非常に専門的な知識をお持ちであるとか、そういう採用も想定はされているということです。

○石原委員 例えですが、せんだって一般質問もさせていただいた例の市政顧問、ああいうアドバイザー的な方を任用、今後もし考えているのであれば、可能性としてはこういう任期付きの職員として採用ということもあり得ますか。

○高橋総務課長 当然そのような業務がないのにということのも難しいところではないかと思えます

ので、その他の専門的知識、技術者、経験を有する労働者というのが、国等によって有する知識、技術、経験がすぐれた者であると認定されているというような方も想定されているようですので、需要があればということで御理解いただきたいと思います。

○石原委員 それから、議案の第7条4項に、任期付職員の方のうち特に顕著な業績をとということで、こちら質疑もせんだって行われたと思うが、ここで言うところの顕著な業績というのはどういうことが、例えば想定されますでしょうか。

○高橋総務課長 任期付職員の方についても、一般の職員と同様に今後人事評価というのを導入してまいります。今、備前市の職員の人事評価に関する基準の中で、特に成績が優秀な者というのは5段階のうち一番上のSランクが特に優秀な者と格付をされています。ですので、実際、任期付職員の方の人事評価を行い、最上級のSランク等に成績がなった方については、客観的な指標として特に業績が優良と言えるというふうに考えています。

○石原委員 それから、その評価基準の中で御答弁もたしかあったと思うが、評価については現状の評価基準をもって評価を行うということだったわけですが、現状の評価基準をもってこういうような本当に専門的な立場の方の業績というか、そういうものはしっかり果たして評価が的確に可能なのかという思いを抱きますが、その辺についてはどうでしょうか。

○高橋総務課長 評価については、実際その技術的なものとかライセンスに関すること、専門的知識の分野でその方を評価するといった偏った見方ということではなく、市に対してどのような貢献があったのかというのは、客観的な指標として出てくるのではないかとこのように考えているので、技術を持った者としてライセンス職であればライセンス職の方を迎えるということですので、何をしてくれたかということだと思っています。

○石原委員 33ページに給料表が載っていますが、7つ号給がありますが、こちらについて説明いただきたい。

○高橋総務課長 こちらについては、条例でこのような金額を提示していますが、国のほうの一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条に規定された額と同額にしているもので、それで、このような表にしているのは、規則で定めることになるわけですが、どれぐらいの経験年数でどこへ格付するかということと一本では考えられないので、その経験等によってそれぞれの号に格付をしていくというものです。

○川崎副委員長 こういう条例ができ、特に今回塩尻市のITの推進でやっている課長だったか、責任者でずっとやっていると、十何年、そういう専門家がこういう時代には必要だという点では、こういう条例ができることはいいことと一方で思うが、たしかこの二、三年を見ると、60歳で定年されたOBの方が1年ぐらい、2年ですか、実質勤務している状況がありますね。それとの違いはどうでしょうか。私は、やはりOBがぜひ、経験知識がその課には絶対必要だということで1年、2年というのは必要なことでやっていると思うが、若手の成長を考えると、やはりOBが、先輩が、部長、課長が上に座っているとなかなか今までの現役の方の成長が鈍ると、遠慮しがちになるのではないかとこの点が一点。と同時に、そういう財政的に余裕があるなら、

課によっては臨時職を雇っている課があるわけですから、明らかに成長が見込まれるということであれば、そういう方を正職員として迎えるということのほうが、その課の実際の実務処理能力というか企画能力にとっても、より大きく成長できるということを日常的に思っています。

今回こういう条例が新しくできることによって、さらに今までOBが、そのままその課か、別の課にも行っている方もいたようですが、そういうことが本当にいいことなのか。専門的なこと、また明らかにその課に経験、知識を後輩にまだ伝え切れていないという状況のときには望ましいと思いますが、課が変わって1年いるというのは、どう考えてもどういつもりで採用しているのかと、OBをということを客観的には見えるので、この条例と今までの採用との違いと今後どういう対応をしていくのか、その辺の説明をお願いしたい。

**○高橋総務課長** まず、1点目の再任用についてですが、当初、国のほうでは定年延長で考えていたところですが、それが定年延長はやめて、結局年金との接続が定年をされても年金がすぐにもらえない状況が生まれてきています。今度は、昭和36年4月2日以降の方からは65歳からの支給になります。それに合わせ段階的に雇用と年金の接続問題に対応するために再任用制度というのが実際国のほうでも実施をされたというようなところなんです。ですので、どちらかと言いますと、その制度にのっかって希望がある方については再任用の制度に乗っていただいているというのが現実であろうかと思えます。

それから、2点目について、例えば今臨時で来られている方とか、確かに現場で働いている他の職員に聞いても、能力的な実証であるとかというようなことも、あの子はよくできるぞとかというような話も聞くことはございます。ですので、この任期付きの職員の採用試験というのも実際に公募して行っていくようなことになるので、仕事の内容としては臨時の作業的なものから、任期付職員として採用されると、職務を他の職員と同じような業務をすることが可能となるので、ぜひそういう方については積極的に応募いただいて、こちらのほうも業務的な能力の実証というのはある程度わかりますので、公平な採用の基準でということ運用してまいりたいというふうに思っています。

**○川崎副委員長** その再任用ですが、一応今60歳定年ということで退職金などをいただいた中で再任用だと思えますが、そういう給与が民間では2割から3割下がると聞いています。割合は割合としても、それが現実に新規に採用した職員の賃金水準と二、三割カットされたOBの方の賃金との価格差ですか、新採が高いのか、OBが高いのか、同等なのか、差があるとすればどれぐらいの金額になるのか、参考までにお聞きしたい。

**○高橋総務課長** OBがどのクラスで退職されたかということにもよるが、一般職の再任用ということになると、大体21万3,000円から21万4,000円の価格設定になっています。実際、一般職としての任期付職員ということになると、それよりもさらに3万円ぐらいは下がってくる。ですので、OBの再任用の設定のほうが高く設定されています。

**○川崎副委員長** いやいや、新規採用の実際の賃金というのはどれぐらいですか。大学出でいいですよ。ほとんど大学出が今来ていると思うので。

○高橋総務課長 濟いませぬ、18万円弱とお答えしておきます。

○川崎副委員長 再任用のほうが高いということですね。

○高橋総務課長 はい。

○山本（恒）委員 これは、近隣だったら、もう大分実施している市町村がありますか。

○高橋総務課長 これについては、備前市が少数派で、任期付きの運用をしているところはもう半分以上です。

○山本（恒）委員 議会が割と何でもかんでもうんと言わないから、これ通してくれ言うたら何でもできるというような、そねえな考えとは違うのか。

○高橋総務課長 そういう恣意的な部分はなく、国の法律の想定の規定をさせていただいています。

○山本（恒）委員 そういうことなら、もっと早く国が言うたらすぐ2、3年うちわにしておかないといけないのではないのか。

○高橋総務課長 そういう御指摘をいただいても仕方ないとは思いますが、後手に回っていますが、現場の声も反映した上で今回、把握したらいち早くという方向で考えさせていただきたいと思えます。

○山本（恒）委員 これが通れば、今まで以上に嚴重にやってもらわなければいけんわな。

○高橋総務課長 採用等に、どの職種の採用、それから一般職の採用についても採用試験については、きちっとした形でやらせていただきたいと思います。

○山本（恒）委員 先輩が次退職してというのは、この間、私は全然知りませんでした、伊里の公民館長は誰やらです、今度は公民館長が市の職員のOBが全部ですと、そんなことを言う議員がおったからびっくりしたわけですが、そねえに行くわけですか。

○高橋総務課長 実際問題として、全部というのは、人数的な問題から言いましても可能かどうかと言われると、今の応募の状況から考えると、全部張りつけるというのはちょっと難しいと思っています。

○山本（恒）委員 ほんなら、公民館の退職者が、館長の退職者が多いけど、要望する職員の人がおらないということか。

○高橋総務課長 実際、再任用制度に応募されても、どこで勤務していただくかというのはぎりぎりにならないと決まらないので、今から想定しておくことはちょっと難しいというふうに思えます。

○山本（恒）委員 ほんなら、デマで、ガセネタで聞いたっていいですか。

○高橋総務課長 結果としてどうなるかというところで判断いただけたらと思えます。

○尾川委員 7条の給料の月額の関係で、経験で設定するというので、この金額が、今の説明では国の一般職の規定があるように聞いたが、備前市の職員で誰というわけにはいかないと思うので、年数とか、82万8,000円といえればかなりの金額なので、どのくらいの、要するに市の職員の給与とバランスというか、比較したときにどのくらいの格付になるわけですか、この1

から7号級の、おおよそ。

○高橋総務課長 7条の表の中で言うと、備前市の職員で、1号給37万円、2号給41万8,000円、3号給以上をもらっている備前市の一般職の職員はいません。もちろん医師は別ですが、部長級であっても47万円までの設定にはなっていません。

○尾川委員 ということは、かなり限定、こっちの理解が悪いのか、保育士の話が出てみたり、今の給与の比較をしたらそんな位置づけになって、どうもこの条例は何を目的にしているのかというのを、保育士の話をしてみて、またこういう金額を見たら、下もあるならあれですよ、マイナス1とかマイナス2とか、どうもその辺がすっきりしない、もうちょっと整理してきちっと説明してほしい。

○高橋総務課長 わかりにくい説明になり申しわけございません。7条については、給与に関する特例ということになっており、あくまでも専門的な知識を持つ、高度な専門的な知識を持つ者の給料表と考えていただいて、その他の職員については、一般職と何ら変わりませんので、そういう御理解をお願いします。

○田原委員長 ちょっとかわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 はい、わかります。

○田原委員長 この条例ですが、先ほど意見が出た顧問職のことがこれで採用が可能になるということになると思います。そういう中で、職員定数との関係ですが、これは職員定数の枠外でしょうか。あくまで職員定数の中でこういうものも含むということなのか、その辺どうなっているのか、お尋ねしておきます。

○高橋総務課長 職員定数の中です。含まれます。

○田原委員長 職員定数の中ですね。はい、わかりました。

それから、当然職種的に言って一般職の採用とはかなり違うと思う。特命事項というか、そういう形でいわゆる議会とは全く関係なく、執行権者のほうが自由裁量の中で採用できるという枠というふうに解釈しておればいいわけですか。

○高橋総務課長 もちろん通常の採用活動と同等という認識でいます。

○田原委員長 それは詭弁だろうと思うが、これは当然、毎年職員の給料表を市民に公表という法律がありますよね。当然、この人はこういう形で採用しているというのは広く市民に公開するということでもよろしいですね。臨時は出なかったと思うが、どうなっていますか、これも出ますか。

○高橋総務課長 その採用とかも含め、9月末にはその状況を広く公表しなさいということで毎年行っているんで、その中で公表はさせていただきます。

〔委員長交代〕

○田原委員長 委員長に復帰しました。

○掛谷委員 今の第7条の特定任期付職員の給料表を適用すると、1号職を考えてみると37万

円ですね。例えば、保育士はこれだけいただいているのかとか、用務員とか、そういう方々は、高額かどうかは別にして、この枠に入るのか、入らないのか、どのようにその辺は考えているのか。

○高橋総務課長 保育士の場合は、専門的な知識という枠での募集ではなく、一般職の任期付職員という、正職と同じ待遇、臨時ではないですので、当然臨時に比べると正職の待遇のほうがやはり給料の設定も高く設定をしているので、この給料表ではなく、一般職の教育職の給料表の適用ということになります。

○掛谷委員 それは理解できます。ということは、この1号から7号給に該当するというのは、今言われた需要が発生した、いわゆる特定の職員ですか、特定任期付職員に該当した人がこの1号から7号にそれを当てはめると。それは、保健師、保育士、普通で言えば、臨時職で言えば保健師とか保育士、学校の給食とかごみ収集とか、失礼ですが、いろいろありますが、そういった一般的によく言われているところは、これには入らないわけですね、結局は。

○高橋総務課長 委員のおっしゃるとおりです。

○石原委員 上位法が制定されて10年余り経過したこのタイミングでこの条例制定案が議案となっているわけですが、現時点でのお考えとして、とりあえずこういう条例を制定して環境整備をしておこうというような、現時点ですよ、お考えなのか、この条例を制定してすぐにでもある立場の方を採用したいというような意気込みを持つての提案なのか、その辺は、あくまで現時点ですけど。

○高橋総務課長 もちろん最初の国の法律自体が平成14年、それから一般職が追加されたのが16年の施行になっていますので、それからいいますと10年以上が経過しています。なぜ今かという問いだと思いますが、実際現場の対応として考えてみると、臨時の例えば育休なり介護休暇なりを埋める手だてとしては臨時一本、非常勤一本というような形で実施してきたわけですが、もう応募がなくなる状況があります。ですので、もうこれは何とかしないといけないだろうというような思いで、ようやくですが今回上げさせていただいているというところです。

また、高度な専門的な知識については、現時点においてはこれだけの職種を上げていますが、例えばよその自治体の事例を見ても、監査部門に公認会計士に来ていただいているような事例もあるようですし、それは私どもの今後の業務、どのようなものに対応してもらうかによって全く違ってくるといふうに現在としては思っています。

○尾川委員 また戻りますが、保育士の話が出る、要するに保育士の採用制度が変わったと。今までは、臨時採用が本採用にはなれないと、道は閉ざされているという理解が、最近では、条例が変わったのかどうかよくわからないが、今は備前市の保育士を採用して、臨時から本採用になるチャンスが出てきたと。それとの関連というのはあるわけ、この条例に。

○高橋総務課長 全くないわけではございません。採用試験を行っていく中で、今までこの条例がなかったものですから、臨時採用ということで募集をかけていました。ただ、現場の声としては、幾ら臨時で働いていても備前の採用の制度としては正職にはなれないし、応募年齢自体も過

ぎてしまうというようなことをいただいております、それでは今後の保育行政を支えていく上で何らかの周辺からでも資格を持った方に応募していただくような環境をつくる採用戦略の一つとして、備前市で何年か職員経験を持った上で受験資格をもうちょっと高目の年齢に設定して、備前市で臨時をしていると正職になれるチャンスがあるというのが世間的に広まっていけば、臨時でもまた来てくれる方がいるかもしれないというような、そのような中での一つの採用の制度を構築してことしやらせていただいたと。ですので、採用自体もそういうふうに日々変えて、いいほうに変えていっているというのが現状です。

**○川崎副委員長** 先ほど言いかけてましたが、今合併して、特に自治体として大きくなる中で、コンピューターが入る中でプログラマーが一人もいないというのは、ある意味ではできたソフト、利用するという事は職員の方熱心にやられているようだが、ソフトの限界を超えてより市民の立場でより処理能力なり包括的なより多くの情報がスムーズに市民に公開されるということからいくと、まだまだ不十分ではないかと。そういう意味で、塩尻市でその方、たしか塩尻はエプソン関係の工場が多いということで、すごく活動がしやすい地盤というか地場産業があるということもひとつあるでしょうが、やはり必要だと。もし、こういう条例ができれば、私自身も同級生も、市外におるので退職したかどうかよくわかりませんが、もう一人は現役で今同じ町内会の活動をしている、ソフト会社に行っている方もおられるわけですね。そういう方がもし民間を退職されて、そういうソフトの企画能力というか、こういう条例に適用されて十分に採用される可能性は、もし応募があればできるというふうに理解したらよろしいでしょうか。

**○高橋総務課長** なかなか市でソフトの自主開発ということは、全国的にも多分少ないとは思いますが、例えばそういう方向を市として打ち出して、エンジニア自体で自主開発をしてもらおうというような話になったときには、当然のことながらこの任期付きの募集ということになるのかと思っています。

**○川崎副委員長** 塩尻市を見ると、一つは防犯に関する情報が即座に連絡が入ってくるものであるとか、それから橋の耐震化、今公共施設問題になっていますが、そういうものが少し機械を設置して振動の状況、刻々とグラフにデータ化されて、どこが今危険な状態に陥るかということまで把握する実証実験を国の補助金をもらってやっているわけです。そこまで先端になれとは言いませんが、やはりできる部分から、ソフトを組むことによって現在民間のソフト会社と色々な形で毎年何千万というソフト更新料とか改修費とか何とかかんとか言っているが、そういうのが本当に適正な価格で、単価で支払っているのかどうかも、まずチェックできる方が一人や二人いてもいいのではないかと、総務課か企画課かまちづくり課かわかりませんが、そういうところがないと、幾らタブレットだ、パソコンだといって最先端が入っても、何かそういうパソコン、タブレットに振り回されているだけで、結局のところ合理的な一般行政事務の合理化にはなっていないというのを何となく感じるので、ぜひそういうアドバイザー、ソフト経験者が入れれば、皆さんの持つ一般職の知識を融合する形で、より豊かなコンピューター処理というか、情報処理ができる時代が来ると思うので、検討しますという合併して10年だけど、そういう人材一人も入

ってこない、今の給料体系に問題があるのかはわかりません。ソフトプログラマーのある程度知識を持つと、一般職程度の安い賃金では入れないということもあるのかもわからないので、経験豊かな退職組が、ある程度の賃金を払うことによって、備前市のために貢献しようという方は、ぜひこういう条例をつくることによって採用をどんどんやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○西上委員 先ほど課長が言われたほかの自治体というのは、具体的にどこの自治体でどんなものなのか、わかれば教えてください。

○高橋総務課長 具体的に申し上げますと、例えば今川崎委員が言われたIT関係でしたら、大阪府がICTの専門の業務であるとか、新潟市もIT関係の専門職、あとは医療関係についても、医師は市立の公的な病院であるとたくさんこういう制度で採用されています。あと一般職ですと、この周辺ですと真庭市が幼稚園の現場であるとか、その辺での一般的な採用をこの制度に乗ってされているという事例もございます。上げれば切りがないですが、簡単に言わせていただくと、あと福祉関係ですね、ケアマネジャーであるとか、そういうところもこういう採用の仕方真庭市では採用されているようです。

○西上委員 近隣の瀬戸内市とか赤磐市とかはないですか。

○高橋総務課長 今参考にしているのが任期付きの職員制度の活用事例集という総務省の冊子を参考に答弁をさせていただいていますが、その中には赤磐市、瀬戸内市についての表記はございません。

○田原委員長 ちょっと休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時54分 再開

○田原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○山本（恒）委員 さっき保育園の話をしていただけ、せやけど保育園、応募しとんやこでとても多い。それで、何でそんなことを言うわけ。振り落としてしもうて。

○田原委員長 山本委員、条例の審査に係りのある質疑をしてください。

この条例が通った場合に、その辺のことがうまく解決できますかということですが、いかがですか。

○山本（恒）委員 ここでは35人とか受けとって、通すだけ力いっぱい通して、最終的には振り切って落としてしまっている。だから、言いよることと、そこを突かれたらどのように逃げるのかという。

○高橋総務課長 応募してくる方の中には、やはり優秀な方もいますし、応募してきたら全てを通すという方向でも現場のほうでまた混乱を招くということですので、ある程度の能力的な客観的な評価に基づき実施した結果というのがそのような結果になっています。

○山本（恒）委員 まあ、そう言わなければいけないでしょうが、現に22人も何人も1次で通っているわけ。そりゃ顔見てから決めるのか、そこら周りはわからないが、大体わしらの聞きよ

った時分には、一次通しとったら、もう採ってもええんじゃというような話を聞きよったよ、昔の話だけ。

○高橋総務課長 今は、1次試験、採用の方針として面談、面接というのを非常に重要視しています。ですので、お会いして若手職員も含めて、この人と働いてみたいと、できるだけたくさんの方とお会いしたいという意味合いから一次はたくさん平均点以上とっていただく通って、2次の面接でたくさんの方とお会いするという方向で進めています。

○山本（恒）委員 せやけど、後で切っていくから足らなくなるんじゃねえん。去年でもよく知っていると思うが、入ったって国交省へ入りました、行きました、1年で異動ばかりだから、またことし備前市受けます。そねえなような者もおるけど、そねえな者はどうせよそへいぬるんじやからほっときゃええんじやろうけど、そこら周りをもうちょっと面談が主力かわからんけど、そこらをもうちょっとするようにしたら、そねえに足らん足らんというてこねえに話題に、後でええ目するより初めから来てもらおうとったほうがええと私は思うんですけど。

○高橋総務課長 やはり、今回の議会でも議論になっていた保育料の無料化とかそういう施策とあわせて人数というのも決まってくるということですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○石原委員 先ほど休憩中ですが、そのときにも市政顧問等のお話も出たが、ああいうとてもアウトな守備範囲の広い方をお呼びするよりも、ここで議会の同意のような話もありましたが、より専門的なところ、どういう分野で、明確に頑張ってくださいというようなところを規定できることということ、後々の業績等をチェックする上でも、成果等をチェックする上でも一ついいことではないかという思いがあります。

それから、くれぐれも採用に当たっては、それからこの制度を進めていく上でもくれぐれも慎重に進めていただきたいという思いはあります。

○田原委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案130号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第130号の審査を終了します。

\*\*\*\*\* 議案第141号の審査 \*\*\*\*\*

議案第141号備前市瀬戸内市監査委員事務局の共同設置についてを議題とします。

議案書36ページをごらんください。

補足説明がありますか。

○中野監査事務局長 全員協議会で御説明させていただいたとおりです。特にありません。

○田原委員長 委員の皆さんから。

○川崎副委員長 説明では、事務局長が1人になるということは頭に残っているが、実際に今うちの会計士がいますよね、監査の中に、瀬戸内市もいるわけですが。その方2人は共同でやっても出てこられる、それとも1人に絞られるわけですか、その辺はどうでしたかね。

○中野監査事務局長 今回は事務局のみの共同設置です。監査委員は瀬戸内市、本市それぞれ2名ずついます。その方のもとで事務局業務を行ってまいります。

○川崎副委員長 事務局が変わるということですが、実際の監査はやはり同じ監査室で議会側の監査委員と会計士の民間の監査委員が監査をしていくと、変わらないのか。

○中野監査事務局長 そのとおりです。

○尾川委員 いろいろ前に資料もいただいて、最初は3市でしますという話から2市になったという詳しい説明もなかったし、どうかなあという感じがあり、特に最初から共同設置してメリットが見られることは難しいと思うが、そのあたりもう一度、なかなか込み入った具体的な話は難しいと思うが、3市でやっていくということがやはり原則で、2市でやっていくということについて異論があるわけですが、どんなですか。

○中野監査事務局長 尾川委員のおっしゃられたとおり、当初は備前市と瀬戸内市、赤磐市の3市で研究会を発足しました。協議を進めていく中で、赤磐市から研究会を正式に脱退したいという申し出を27年4月に申し入れをされました。その理由としては、経済的なメリットが確認できないというのを大きな理由として上げられたわけですが、そこで残された備前市と瀬戸内市で協議を進めていった中では、今回の事務局の共同設置については経済的なメリットよりも監査機能の向上、中立性、独立性が保たれる、がさらに強化されると、体制が強化されるという、そちらのほうのメリットを重視した結果、2市でも引き続き協議を進めていくということでこのたびの28年4月1日から共同設置をしていこうということになったということです。

○尾川委員 メリットがなくて、そういう中立性とか監査の立場というのが私から見とって、どうせ決算時期は決まっているし、当然今度は下手したら人がふえるような気がするわけです。専門的な見方、瀬戸内市長はより透明性の高い適正な執行も期待できるということで、今の同じ体制でそれができると思わないですよ、私は。そういう感じがして、まだまだ第31次地方制度調査会でも議論している途中です、これは。そう私は理解しています。そういう状態の中で共同設置の例がないということからして、よその町とかは監査独立していないところもあるように私は聞いている。そういう中で、備前市は別個の組織があって、きちっとした監査が行われている状態で、これで共同していろいろ言葉としたらあるわけですが、そのあたりの感じ、私の私見ですが、どんなですか、当事者としたら。

○中野監査事務局長 ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、さきの全員協議会でも少しお話をさせていただきましたが、瀬戸内市にしても備前市にしても、監査の事務局の職員とい

うのは2名です。人事異動というのは定期的にあるので、事務局の職員が異動となった場合、一度に2人ともかえるというわけにはいきませんが、1人かわっただけで能力的には、簡単に考えれば半減してしまうということで、監査の知識の継承というのがなかなか難しい状態にあります。それを共同設置することにしますと、単純に職員が4名になるわけですから、人事のローテーションについても4名を前提に計画的に行えば、監査水準、職員の知識の継承というのもある程度高い水準でやっていけるということがまず一つ。

それから、本市に事務局を設置していますが、実態として監査というのは内部監査に近いような状況です。というのも、もともとは市長部局から出向した職員ですから、定期監査をする際に、自分がいた部署の監査を行うということが多々あります。それが事務局を共同設置することにより、自分がいた部署の事務の監査に当たっては、例えば瀬戸内市の職員がその人とかわってやっていくということにより、独立性とか中立性が強化されるというふうに考えています。それが体制の強化、ひいては備前市にとってのメリットにもなるのではないかと判断しています。

**○尾川委員** そういう理由は、4人になると言うが、結局監査する時期は同じと思う。それをずらしてやるということは、また決算がおくれたりすることになると思う。どうしても同じ時期に、向こうの議会でも早く出せ言うと思う。そしたら、結局同じ時期にどうしても4人でやるということになったり、4人が集中的に備前市だけ来てやるということは恐らく事実上はできないと思う。それで、専門的な立場と言うなら、公認会計士とか、今さっきも話があったように、顧問みたいな形でアドバイスを受たり、指導を受けたほうが専門家にしても導入するというなら、そういう方法もある、今の段階ではですよ。将来的に岡山県全体で監査事務局を持つとか、全国組織にするとか、そういう状態になったときにでも遅くないという感じが私はある。監査の独立性と言われるが、こう言ったらまた語弊もあるが、いろいろ今世間を騒がしている公認会計士の会計監査の問題にしても、あれでも独立性はあると思う。別の機関で別の法人でやっていきよる状態だね。だから、そう言われるけど、そこで是々非々でやはり担当がそこへ前おったからこっちへ移ったらなかなか物言えませんかということでは、やはりある程度きちっとけじめを、自分の職務の範囲で、それこそ職務遂行の責任があるわけですから、公務員だってあるでしょう。監査の仕事、業務に監査の仕事というのが決められているわけだから、それを守らずしてええかげんにしていたら問題と思います。その辺の反論がありましたら。

**○中野監査事務局長** まず、監査の時期が自治体ですから集中するということではありますが、それはそのとおりです。ただ、現状では同じ中でも備前市では2人でやっていたのが、手のすいた者がそちらのほうへサポートというか協力へ回れるという柔軟な対応ができることによって、その業務も早く終わらせる、またはより深い監査といえますか、そういうことができるのではないかと考えています。

もう一点、当然職員ですから、先ほど尾川委員がおっしゃったような気持ちで実務は行っていますし、そうでなければならぬと思います。ただ、客観的に外から見ると、やはり自分がいた部署の監査に携わっているということよりも、その部分については共同設置した他の団体からの

出身の職員がそちらのほうへ携わったということになれば、結果は同じ監査結果であるにしても、客観的に見て独立性、中立性が保たれていると言えるのではないかと考えています。

**○川崎副委員長** 単純な質問ですが、赤磐市がだめだというなら、お隣の和気町、町の段階に入ったらいけないわけですか。監査というのは同じ実務処理というか、チェック機能だから、もしできれば和気町に呼びかけていただいて、和気町も2人か1人か知りませんが、より集団化したほうが、一つは今言うたような実務的、集中的にできるので、実務処理能力は高まるという評価を私はしています。

同時に、私は一貫して言っているが、事務局長の人件費は幾らか助かるということも一つですが、もう一つ、ありきたりの毎年同じような意見書しか出てこないわけです。これが、やはり隣の瀬戸内市なり、もし和気町が入れば、そのいい進んでいる側面、それからおこなっている側面、そういうものが監査上も数字上出てくると思う。そういうものをより集団的にチェック、監査していれば、監査委員が議会費も含めて、より豊かな意見なり提案を盛り込んだ意見書、監査報告が豊富になってくると。私はそれが最大のメリットと思うので、ぜひ共同化をより推進して、できれば今さっき尾川委員も言いましたが、最後は私は国までいかななくても県ぐらいで一局監査事務局みたいなのをづくり、そこでやってもらうことが各自治体を指導する県の市町村課ですか、やはりそういうところとの連携をより深めることができるのではないかと、将来はそうしていただきたい。

というのが、私の親戚になるが、大企業の会計士の免許を持ち、東京で大企業の法人決算をやっているが、やはりそういうところを見ると、もう本当に何社もやっているわけでしょう、その会社が。やはりそれと同じようなことを岡山県を中心にまず広域でやり、最後は時代が進めばコンピューターで一瞬のうちに情報が流れるわけですから、一々書類を持っていかなくてもここで写したら全部そこでコンピューター処理して、あと現物のチェックはどういうやり方がいいのかよくわかりませんが、そういう時代にすべき課題の一つではないかと考えているので、より共同化、広域化は進めていい分野ではないかというふうに私は監査機能については思っているので、ぜひ推進していただきたい。

和気町が入る、市と町とでは違いがあって、一緒にはなれないのでしょうか。

**○中野監査事務局長** 町と市が一緒になれないことはありません。一緒にやることは可能です。ただ、今の段階は、最初は3市で発足した研究会でしたが、最終的には本市と瀬戸内市ということでここで御提案させていただいています。今後、もし設置できることになれば、統一的な監査基準とかそういったものをつくってまいります。先ほど副委員長おっしゃられたように、他市の監査のやり方を知ることにより本市に足りなかった部分、そういったものがわかってきて、補完のし合いということで監査機能というのは当然その部分だけでも上がってくると考えています。

まずは、瀬戸内市との監査委員事務局の共同設置が発足できれば、それを着実にやっていき、その共同設置によるメリットというのをアピールして、周りの団体にも一緒にやりませんかというふうに声をかけていくようなことになるのではないかと、私個人的には思っています。

**○川崎副委員長** わかりました。ぜひつくって、より広げていただくことは、私はこの監査分野というのは絶対必要な分野ではないかと。やはり監査の本来の意味というのは、決算で出てきたものを、支出されたものがどういう価値を生んだか、失敗したのかという意味では、より広域な尺度から見るとより監査としての機能は発揮できると思うので、推進していただきたいと思っています。

**○尾川委員** うわさでね、共同設置したら人がふえるという話が、本当かうそか知りませんが、その想像はするわけです。だから、結局メリットというのがどこにあるかというのを、先ほども何遍も言いますが、結局他の自治体の人に来て、備前市へ来て、実情がわからずして監査しても、それは長い間のスパンの何十年もかかったらわかってくるかもわからないが、交代で来て、1人が1人を教え、2人しか恐らく派遣はできないと思う。そんなこととしていて、そういう理想的な監査のあり方とか、監査というのはこうあるべきだという中立性とか独立性とか専門性とか言われるが、専門性というのはそういう人を採用していかないとけない。どのレベルまで監査を要求するのかということになる。そんな感じがあるわけです。だから、その辺の議論というのをよくされているのかと思う。その辺ちょっと聞かせてもらえれば。

**○中野監査事務局長** 大変難しい御質問をいただいたと思っていますが、監査の事務自体については、団体間でそう差異のある業務ではないと思っています。定期監査にしる。ただ、例月のような伝票の検査については、その自治体によって帳票の打ち出しの様式等が違い、その辺の勉強というのは要るかもしれませんが、幸いなことに今回共同設置する瀬戸内市とは同じシステム、財務会計を使っているの、その辺の、今回についてはそういった事務の負担というのは余り出てこないと思っています。ですから、監査の強化については何回も私のほうで言わせていただいている以外にお答えはできないですが、人数がふえることにより人事のローテーションで知識の継承、高い水準での知識の継承が可能であると。それから、他市のやり方、他市の状況を比較することにより自分の市で足らなかったこと、こういうところも深掘りしていけばいいのではないかと見つかっていくことにより、それがお互いに相乗効果で監査の機能が上がっていくということが強化につながるのではないかと考えています。

**○山本（恒）委員** この監査、大きい会社へ最終的には見てもらうわけでしょうが、今までにでも10年ほど前でも、優秀な、日本でトップレベルのところ、オムロンなんかでも大きな千幾らだったか、あのようなことができる、ここで文句ばかり言われて泣き泣き社長やこも全部かわったりするような東芝でも、この間うち出てきたの、アメリカで千何百億円ほど隠し赤字がありましたというような、使ってやっているわけだから、何ぼ大きな、日本で一番大きい会計、会社といっても、やはりお金をもらっている人のところは少しは目こぼしするというか、それで東芝なんかも、社長が3代も続いて、会社へはうそばかりついてきてというようなね、だから今のこともこの前ちょっと娘のところへ、長船に行ったら、おやじが割とそねえなんが好きで、その話をしていたけど、そりゃ市長がするわけでしょうが、大体が、職員の人には市長の顔が見たくなくて、瀬戸内市へ行ったらいいのかもわからないが、やはり身丈に合ったことをしなければ、何で

も大きいところと一緒にしていたら、そりゃ決算の時期が来たとき、備前市だって去年なんかでも200億円から、向こうも同じぐらいの財政で、そこら周りが本当にいいように、こりゃ議会があるかというたら、大体2日ほどしか違わないのに、できるのかな、いいように。

**○中野監査事務局長** お答えになるかどうかわかりませんが、例に挙げられた東芝の不正な会計処理については、監査の側から見ると、お金の使途、使い方が悪かったというのではなく、不正な会計操作を防ぐ、俗に言う内部統制ができていなかったのが原因ではないのかなというふうに感じました。ですから、そういった不正を未然に防ぐ内部統制の構築ということについても、監査のこれからの大事な業務になってくると思います。その点からも監査の体制を強化していくことが必要なのかなというふうに感じています。

それから、先ほどおっしゃられた業務が重なる、決算時は特に重なるということですが、その辺は日程調整をちゃんとやっつけていけば対応可能ではないかと思っています。

**○山本（恒）委員** それでも書類が大体寄ってくるのが、一月一月嚴重に全部、おしまいになれば、それぐらいがこれは来年に送りますというたりするのが出てくるのでしょうか、それに終わりのほうに、決算時期の周りになったら多くなってから、結局大変なのではないのか、何ぼ4人でしても。

**○中野監査事務局長** 今おっしゃられた件については2人で、共同でやらなくても同じです。それが、もし事務局が一緒になって4人になれば、早く終われば、手がすいたらそちらのサポートへ回れるということで、効率的な仕事につながると思っています。

**○山本（恒）委員** そねえなんで進めようとしているのかわからないが、私らさっきからずっと聞いていたら、自分のおった課は見にくいというてから、よそへ行ったら、そりゃうちも合併してから10年ほど経つけど、よく一般質問でも出ていたように、全然百姓したことがない、田んぼの水口がわからないというたりするような感じで、ある程度地域がわからなければ、この数字だけでだったら、足し算と引き算だけが合ったらというたら、そねえな請求書か領収書か知りませんが、そんなものは誰でも出してくれることで、していることが全然地域にないようなものが上がってきたりしたら、それは地元の者がするからそんなのはいいのか。そんなんどのように思われる。

**○中野監査事務局長** 地域独特のものというのは確かにあろうかと思っています。ただ、監査の業務というのが、法令にのっとってやられているか、お金の使い方はそれでよかったのかということですので、その基準に照らし合わせて見ればいいのではないかと思っています。

**○石原委員** 今回の提案ですが、備前市としては着実に、今の備前市政においては着実に進んできたのかなという思いで見受けています。昨年なたしか9月議会で市長が方針を述べられ、その当時は赤磐市も加わっていたが、事情で赤磐市が抜けたということで、瀬戸内市ということで、すごく自然な流れで出てきたのかなと。その間しっかりとお互いに検討されて体制を整えてスタートしようかというところだというふうに思います。赤磐市が抜けて2市でのスタートになりましたが、こちらも総務省の話ですが、共同設置を行う場合の課題として、お互いの監査スケジュー

ールの検討等で課題があるというようなことでしたが、2市でスタートということで、かえってスケジュールの調整等もしやすい形でスタートできるというふうには感じています。

今回の補正予算にも、システムの部分で計上されていましたが、この共同設置が行われることにより、予算というか費用の面ではどのように変わっていくとか、捉えておいたらよろしいでしょうか、今後。

**○中野監査事務局長** 予算について、まず今回の補正でお願いさせていただいているものについては、後ほどの審議のときに御説明をさせていただきますが、問題は来年の当初予算になろうかと思えます。共同設置をする事務は、監査委員の事務局のみであり、監査委員はそれぞれにおられます。それぞれの監査委員のもとで事務局業務を行います。ですから、新しい事務局は備前市の監査委員の指示に従って業務を行いますし、瀬戸内市の監査委員の指揮のもとで業務を行うということになります。

規約にあるように、事務局に必要な業務については、幹事市の会計に計上するということになるので、監査委員事務局の事務については、瀬戸内市へ負担金を計上してお支払いするということになります。負担割合ですが、これは御議決いただければ、細部にわたってはこれから協議をして協定を締結することになっていくわけですが、原則として人件費については実費、それ以外の直接的な事務局の業務については折半でいきたいと思います。これを基本に今話を進めているところです。

ですから、例えば、本市の当初予算で申し上げると、来年どういう格好になるかと言いますと、監査委員はそれぞれにいらっしゃいますので、監査委員の報酬、費用弁償等については備前市の一般会計へ従来どおり計上します。それから、もう一つ、全国都市監査委員会であるとか、西日本の監査委員、中国ブロックの監査委員会等のそれぞれ所属している協議会等の負担金については市ごとに、団体ごとに入っているもので、その負担金についても備前市の一般会計へ個別に負担金として計上します。それ以外の事務局経費、消耗品であるとか役務費であるとか、そういったものは人件費も含めて、瀬戸内市への負担金として新たな項目をつくって計上していくことになろうかと思えます。

**○石原委員** それから、監査委員事務局の主な業務の一つとして、決算審査等に加えて行政監査というのがありますが、こちら行政監査というのにも含まれるわけですか。

**○中野監査事務局長** 行政監査も含まれます。行政監査というのは、財務的なものには限りません。例えば、去年行った行政監査では、鍵の監査をしています。といいますのが、支払い書を見ている中で、合い鍵の作成が大変多かったと、伝票検査の中ですね。何に使っているんだ、鍵の保管状態はどうなんだというような問題意識を持ち、26年度は鍵の監査を行っています。そういったものが行政監査になります。

**○石原委員** その行政監査の監査内容として、これも総務省のページですが、その内容としてテーマを設定し、適法性また能率性と効率性、それから経済性、住民の福祉増進、サービスの向上、それから組織及び運営の合理化等を主眼に監査するというような内容ですので、この部分で

特に瀬戸内市としっかり頑張っていたきたいというふうに思います。これは要望です。お願いします。

**○尾川委員** 私の意見としたら、これ平成19年4月の総務省調べで、3万人以上の規模の団体で事務局を置いていない団体が多いと。事務局設置は11町のうち4町のみと。まずそういうところから、ないところから設置していくというのが手順だと思います、狙いは。それから、現在では監査委員の共同設置を含め、監査事務を共同処理している例はないという報告がある。その中で、どういういきさつでどうなったのかわからないが、それとこういう説得、話をするとびびるぞと言われたわけですが、備前市としてのプライドというものもあると思う。それ以上は詳しいことは言いません。そういう状況の中で、あえて共同設置してやっていかなければならない、まだまだ第31次地方制度調査会の議論の中で、これからの問題に、備前市が一番になって設置する必要はないというのが私の持論です。

**○中野監査事務局長** これもお答えになるかどうかわかりませんが、委員おっしゃいました、まだ事務局を設置していない団体があるということです。確かにそうです。事務局を設置するのがまず第一ですが、設置しても事務局の職員は1名か2名になるのではないかと思います。それでは、今重要視されているコンプライアンスですとか内部統制等の監査、監査自体の体制の確立、中立性とか独立性も含め、そういったものがそういう状況ではちょっと難しいのではないかと。本市の今の状況の監査事務局の状況についても、職員2名ですから、ほぼそれに近いような状況であろうかと思えます。それを瀬戸内市と共同で事務局を設置して、職員の人数をふやして体制を強化してくことにより、その監査の業務というのが充実してくるのではないかと考えています。

**○尾川委員** 反論するわけですが、同じ話ですけど、要するに備前市の監査レベルはかなりだと思っています、私は。それで、事務局がないというのは、それだけ独立したセクションになっていないということです。人が1人とか2人という、それだけ市として力を入れてやっていますよというものがある。それを、市の力とか町の力によってそのレベルが変わってくると。だから、国の動きとしたら、まだ監査事務局のないところを何とか、言葉では監査事務とか内部監査とか、そういうことをレベルアップしていけというのを書いてあります、文書に。そのとおりです。だけど、そういう自治体のレベルに応じたことをやっていくと。これで共同2つぐらいで弁護士事務所と公認会計士事務所、わかるんですよ。相当の大きさになってこないとメリットは出てこない。2人、2人しかいないのに、それで一緒になったからレベルが上がる、だったら専門家を入れればいいと、アドバイスしてもらえばええがということ。2人、2人でやったとしても、内容は同じレベルしかできないでしょうと。ということは、上げていこうとしたら、人が増員になりますよと。そしたら、備前市だけでやって備前市だけ増員すればええが。2人入れて3人、3人になったって、1人分はどうせ備前市の負担、向こうも負担になるわけ。決して安上がりになるわけではないからね。そういう論法をしているわけ。まだ国の、そういう共同設置ではないと。事務局もないというレベルを何とか底上げしたいのが、そうかというて国なんか言わな

ければ前に行かないし、きれいごとと言いよるわけ、いろいろ書いてあります。よく読まれていると思うが。そういうところから言いよる。そんなにメリットは出てこないのではないかと、勇んでやるほど。

**○中野監査事務局長** 本市の監査のレベルが高いかどうかということはさておき、先ほど申し上げたように、職員が2名ですので、人事異動があると割合からいけば50%かわります。その中で、知識の継承と、一定の水準を保ったまま人事をやっていくというのが大変難しい状況であります。それがずっと続けばさらに高いレベルへの知識というのを身につけることも可能なわけですが、悲しいかな3年に一回程度の割合で人事異動があるので、そういうもう一步踏み込んだ知識レベルへ持っていけないというのも現状であります。それが共同設置をすることにより、簡単に、単純に4人になれば、人事のローテーションというのを計画的にすれば、そういった新たな研修とか知識を上乗せでつけていくことも可能ではないのかなと思っています。

それから、先ほど申された政府の第31次の地方制度調査会の件については、この機関の共同設置が自治法の改正により可能になったのは平成23年です。そこで、国のほうでそういう制度を設けたにもかかわらず、そういう共同設置等が進まないということで、新たな国の支援策というのを考えていこうというのがこの地方制度調査会の中で議論をされているようです。

**○尾川委員** 反論するのは、前半のほうの、人事異動でかわるのはあんたのところだけではないわけ。そんなこと総務部長に言ったらいけんけどな、どこの部署もかなり少数になってきて、人事異動をしたら同じ業務のレベルをキープしていくのはかなり大変な話なわけ。だから、自分のところばかりが、被害妄想みたいな、通らないよ、そんな話は。そりゃ監査だけではないよ、どこだって一緒、聞いてみられえ、そんなこと言うのであれば。どこでも一緒。初めての所長が行ったりしよんじゃから。行ったこともねえ。それは言うちゃあいけんて。そんなもん説得力ねえよ。みんな一緒、誰だって、どこも。それを何とかしていきよるが。人間のレベルが、要するにあるわけだから。

**○中野監査事務局長** 例えの話で不適切だったかもしれませんが、現状のレベルで、職員が2人しかいないところ、それから4人いるところ、5人いるところさまざまです。その中で1人職員がかわるということになれば、やはり現状の職員数が少ない部署ほどその影響は大きいわけですので、それを最小限にやっていくというメリットも共同設置によって生まれてくるのではないかと考えています。

**○尾川委員** わしらの経験からしたら、担当というのはそんなにたくさんいない。4人おる言うけどな、その業務を担当しているのは特化しているわけ。それをあんたら2人いていいほうじゃ。ひとり芝居している人がおるんじゃもん。それで、ぱっとかわったら、課長、管理職大変よ。そういう経験がないのか知らないが、そういうのがあるわけよ。数が多いか少ないかといって、今そんな4人で同じ仕事をしているということはある得ないと思っている。全部別々、A、B、C、Dの仕事をしている1人1つ、そりゃ、業務。そりゃ兼務できる、協力はできるよ、協力体制は。だけど、実際はそうよ。それこそ、ここら建前で上がこっちけえ言うたって行きゃあ

へんじゃろうしな。そこをやはりあんたら相当偉い人なのに、人を使うたらそうじゃろうと思っているわけ。そんなに1つの業務に3人も4人もひつつき回って仕事をしているということはないと思う。そういう点、同じ話するけど。

**○中野監査事務局長** 先ほども申し上げたように、監査の業務というのは自治体間によってそう差のあるものではありません。同じことをやっていないということをおっしゃられました。が、同じことをやっています。特に決算においては公営企業、ことしから基準が見直されて会計基準が見直された中での決算審査でした。そこへ、前任の、去年の体制がまだ続いていれば、まだどうだったのだろうかという気がしますが、ことしから私が参りまして、公営会計企業の知識も余りない中で、自分で言ってしまうんですが、結構大変でした。そういったことが少しでも緩和できるのではないかというふうに思っています。

それから、もう一つ例を挙げると、伝票検査といたしまして、例月出納検査結果で毎年会計課から上がってきます伝票を見ている。それは大体2,000枚ぐらいですか、それが年間伝票の数が7万枚になります。ですから、単純に月で割ると6,000枚強、それを全部今のところ2人でめくって見えています。ですから、基本的に今の監査の状況というのは、ほぼ同じことをやっている状況です。

**○尾川委員** あのね、あなたの仕事同じことしている言うんじゃねえんよ、話は。要するに、ほかのセクションだって2人でやったり1人でやったりしているでしょう。だから、その人事異動、配置転換になったら、新たな人が来てやるから、そんなに監査だけが苦勞していると言うたら悪いけど、そうではないでしょうと。7万枚といえば、もう人が足りないという問題。

**○川崎副委員長** 尾川委員、私に言わすと、監査というのは一般行政事務とちょっと違いますよ。今言ったように、この一般会計以下、特別会計を入れると、複式簿記的な病院会計もあるわけです。職員の中に減価償却がわからない連中は幾らでもいますよ、はっきり言うて。私自身も複式簿記については全て完璧に法人決算をやっていないので、複式簿記の全部の簿記実務はできないわけですよ。だけど、出てきた決算書の損益と貸借については分析できるわけです。だから、本当に複式簿記もわからずに病院会計だとかなんとかを本当の意味でやろうと思えば、大変なわけですよ。減価償却なんか伝票はないわけです、基本的に。購入費があつて、それを耐用年数で割ったやつを伝票に処理しているのか何しているのか知らないが、それで損益に入れていくわけですからね。そういう実態のない概念的な経費まで落としていくというのは、相当やはり専門知識がないとできないわけです。だから、私は、中野事務局長が言うように、それなりにほかの分野と違って、会計も同じですが、専門知識がないと、その継続性がないと明確な監査できないわけです。だから、私は、2人が4人になれば、より集团的に時間の集中と合理化と時間の合間ができれば、お互いの勉強もできるし、そういうことも深められるし、そういうメリットと、もう一つ実務レベルで言えば、やはり事務局長が1人になって人件費の削減ということで、私は皆さん経費削減だ何だ言っているわけですから、ここで少し経費の合理化ができながら、事務局長1人にしながらも、事務局員のレベルアップができるなら、私はより機能的な監査ができ、経費

的にも削減できるのであれば言うことはないし、プラス監査にありきたりの、毎年同じような意見書ではなく、瀬戸内市ではこういうことをやっていて、こういう行政評価面からも評価できる点がもし我々の監査意見書の中に含まれてくるとしたら、毎年最終的な意見書、まとめのところを読む価値が出てくるというメリットを感じますので、尾川委員の言うことはわかりますが、私はこの監査というのは一般行政事務とは全然違うという点はよく見ないとだめだと思う。だから、私は、より集団化することにより、知識のレベルアップができれば、より合理的な監査というのはより機能アップできると言いたいわけです。

**○尾川委員** 私は、監査が楽な仕事だと言っているわけではない。どこも同じように少数でやっているということと、同じことは瀬戸内市でも同じことが言えるわけです、変わるというのは。何も備前市だけではないわけ。瀬戸内市だって変えるかもしれんよ、1年ごとに。そんなこといろいろ、そうバラ色のものではないということ言いたいわけです。それまたいいわけしよるけどな。瀬戸内市だって人事異動するわけだから。そうしたら、監査のレベルを求めるのであれば、また体制を変えて、専門家ばかり、あるいは公認会計士とか、そういう事務局にお任せするようにすればいい。また、方法別です。合併でも、きちっとした、そりゃ過渡期の途中かもしれないが、備前市と同じことが瀬戸内市もあるわけだから。あっちは固定して、こっちはミックスせずにこっちだけ変えるというようなことはできないでしょう、そんなことは。

**○川崎副委員長** それについても言わせて。人事異動についても、言ったように、2人だったら、2年に1回で半分かわるけど、4人おれば、毎年かえても4年に1回で全体かわることができるから、より選択、人事異動の可能性が出てくるわけでしょう。

**○尾川委員** そりゃ絶対向こうが勝手にしよる。

**○川崎副委員長** だから、事務局を瀬戸内市に置くわけだから、そこを中心に人事異動についてもお互いが配慮するようなことが事務局長を通じて、それぞれの人事担当に連絡できるわけだから。そういう、より組織的に大きくなればなるほど選択の可能性が強くなるわけだから、私は現状よりはよっぽどよくなるということだけです。

**○山本（恒）委員** やはり、今まで備前市も合併してから、そんなに金がなくなったとか、吉永では大借金、前の町長が負うとりますというのがないわけだから、今で行ったらええがな、人が要るのなら、2人ほど市長に言うたらふやしてくれるんじやろう、部長。それでいったらええがな。こねえに行ったって、あんたらが行ったって、出張旅費じゃねえけえ、通勤手当もふえるしじやな、また書類を持っていく、宅急便で行くのか職員が持っていくのかわからないが、金が要るばあじゃが。今ええように備前市はいきよんじやもん。職員もここ10年、合併した折に農林で、中国銀行で誰々の背中が写っとるのがあったけど、あれは合併した折じゃった、すぐじゃったろう。あれからないわけだから、そやから優秀な職員も監査もええし、議員の考えがよかったのかもわからんけどじやな、そりゃ今のままでいったらええがな。ちいたあ新聞にはできたようなのが載ったけど。どんなですか。

**○中野監査事務局長** 先ほど備前市で申し上げたことは、瀬戸内市にも当てはまります、副委員

長の言われるとおりです。ですから、その辺の人事の調整というのは、当然それぞれ協議をしながらやっていくこととなります。そうしないと共同設置した意味がありませんので。

○田原委員長 かなり議論も出たようなので、この辺で質疑を終結したいと思います。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

これより議案第141号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことなので、挙手により採決を行います。

本案は原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

少数意見はございますか。

○尾川委員 あります。

○田原委員長 休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○田原委員長 それでは、休憩前に引き続いて委員会を再開します。

先ほどの議案については、少数意見の留保を希望される方がおられましたので、その方の発言を許可します。

○尾川委員 議案141号の備前市瀬戸内市監査委員事務局の共同設置についての条例について、計画では備前市、瀬戸内市、赤磐市で監査委員事務局を共同設置としていたが、2市で進めることに疑問がある。監査事務局の機能強化の方法には、共同設置以外に方法があるのではないか。現在、第31次地方制度調査会で検討中であり、全面的に共同設置の例がない。また、メリットが見られないといったことから、慎重であるべきである。

以上のことから、議案141条備前市瀬戸内市監査委員事務局の共同設置についての条例について反対いたします。

○田原委員長 ただいま少数意見がございましたが、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

委員長まで報告書を提出願います。

以上で議案第141号の審査を終了します。

\*\*\*\*\* 議案第129号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第129号備前市監査委員条例の全部を改正する条例の制定についてを議題としま

す。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第129号の質疑を終結します。

これより議案第129号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第129号は可決されました。

以上で議案第129号の審査を終了します。

\*\*\*\*\* 請願第7号の審査 \*\*\*\*\*

次に、請願の審査に入りたいと思います。

請願第7号「中国」の呼称の適正化を求める請願についてです。

お手元に請願書のコピーがありますので、ごらんください。継続になっている事項です。御意見をお願いしたいと思います。

○掛谷委員 継続審査でいいかと思います。

○田原委員長 ほかにございませんか。継続審査という意見が出ましたが。

○川崎副委員長 国際間の呼び名の問題でもあるし、国民の習慣の問題でもあるし、世論というか状況を見ながらということで、継続審査で、各自の市民なりの意見を聞くべきだろうと思いますので、継続でいいと思います。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ただいま継続審査という御意見がありましたので、そのように決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案は継続審査とさせていただきます。

ここで休憩します。

午後1時05分 休憩

午後1時57分 再開

○田原委員長 それでは、総務産業委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 報告事項 \*\*\*\*\*

まず、報告事項から入りたいと思います。

○大岩危機管理課長 防災行政無線デジタル移動系の整備工事についてですが、11月25日に入札を実施し、落札者が決定しました。現在、契約書類を準備しているので、本議会の最終日に

において契約案件として追加提出させていただきますので、審議のほうよろしくをお願いします。

○田原委員長 予算に出すわけですから、どういうところが落としかということぐらいは、中途半端なこと言わないでもらいたい。

○大岩危機管理課長 落札者は、パナソニックシステムネットワークシステム株式会社、システムソリューションズジャパンカンパニー中国支社になっております。

○田原委員長 それで、契約議案が出るということですね。

○大岩危機管理課長 はい。

○田原委員長 次は、企画課ですか。

○佐藤企画課長 備前市過疎地域自立促進計画についての御説明です。

現在の計画が27年度で終了することに伴い、28年度から32年度までを計画期間とし、新たに備前市過疎地域自立促進計画を定める必要がございます。この計画は、法の6条に定めているもので、今回は備前市全域が対象となった過疎地域の自立促進に関する施策を、基本的な事項と産業の振興を初めとする各種施策について記載するとしており、総合計画や総合戦略との整合性を図りながら現在作成中です。

今後、次期委員会で具体案の説明やパブリックコメントや岡山県との協議を経て、2月定例会に提案する予定で準備を進めているので、よろしくをお願いします。

○田原委員長 レジュメに記載しているが、日生総合支所はまちづくり部のほうですということと、きょうは報告はなしということですよ。

それでは、ただいま危機管理課、企画課からの報告事項に対しての質疑をお受けします。

○尾川委員 今、過疎自立促進計画、28年から32年ということですが、要は公正、公平な立場で全体的に、備前市全体ですから、そのあたりをよく計画の中に入れ込んでもらいたいことと、いつもパブリックコメントで指摘させてもらうわけですが、教育大綱だったか、2週間ほどのパブリックコメントの期間でしたよね。あのとき指摘したのが、パブリックコメントのルールはあるわけですから、それに乗って早目に出したり、それからやはり広く、聞きたくないのか知りませんが、聞くようにするよう出して、要するに聞きたくないというのが見え見えなわけです、1週間そこらでは。そんなことのないように、やはり広く市民の声を聞いて、全部を網羅するわけにはいかないわけだから、どこかで切らないといけないが、聞く気持ち、聞くスタンスはぴしっと持ってほしいと思います。

○佐藤企画課長 今委員がおっしゃったように、パブリックコメントの期間についても標準的には1カ月というのがございますので、その方向に沿ってやりたいと思っています。

○掛谷委員 その件で、尾川委員の言うところもあるし、これは区会連絡協議会、いわゆる町内会の関係の方なんかには、このことについては説明をしたり、いろんな意見を求めたりということは考えてはいないですか。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃった町内会の方々に限った意見をお伺いするということは今のところ考えていません。

○掛谷委員 別に、それを採用するしないは別ですよ。いろんな多様な意見を聞けばいいわけで、別にそれを採用するとかしないではないわけです。パブリックコメントであっても、それを採用するかないか、それはもう市のほうの考え方なので、そういうところの意見をしっかり事前にお知らせして、どんなことが考えられるのかということも別に問題ではないと思うので、検討されたらどうでしょうか。

○佐藤企画課長 市民の方々、いろんな御意見を伺うというのは大切なことなので、どういう方法をとるかについては、今後検討しますが、今のところはパブリックコメントということで考えています。

○田原委員長 交代してください。

[委員長交代]

○川崎副委員長 かわります。

○田原委員長 この過疎地域の問題ですが、さきの一般質問で島の活性化計画については一切受け付けないと、今後考えないという市長の答弁があったわけですが、28年から32年、その間には離島振興、離島の関係、頭島の関係の事業については一切触れないということでしょうか。

○佐藤企画課長 一般質問での答弁については、鹿久居島ということで御質問があり、それに対する答弁があったと思います。そこの部分に限っての計画ということはありませんが、備前市全体の計画の中で頭島やそのほかの離島についても書かれてくることはあるのではないかと思います。

○田原委員長 そういう中で、鹿久居島だけは一切触れない、このような姿勢ですか、事務局として。というのが、自分が提案した議案が否決されたから、その件については一切今後考えないというて、そちらから出した提案が、駐車場もないような野外ステージとか、補助金もないとか、計画が唐突であるとか、そういういろいろな形で、そういう結果で否決されたのであり、何も執行部がするものを全て否決するわけではないので、やはりその辺はちゃんと考えてもらいたい。絶対そうだというのなら、そのように市民の皆さんに大々的にアピールさせてもらいますが、やはり橋がかかった、架橋効果を高めようという趣旨があるわけだから、やはり県下最大の島の鹿久居島の開発をどうするかということについては、やはり過疎振興の中に入れていなければ、過疎債も受けられないわけですから、その辺はやはり野外ステージをするならばいいが、それに見合うような、過疎事業に盛り込んで、過疎債でも受けられるような事業にすべきだということが否決の趣旨だったので、その辺のことについてはしっかり市長にその趣旨を訴えてください、事務方としては。

○藤原総合政策部長 鹿久居島において、真に過疎対策事業として必要であるということであれば、盛り込んでいくべきだろうと思います。まだ、過疎計画も見直し等もあるので、かなり流動的な計画ではあるので、今後そのあたりも含め協議してまいりたいと思っています。

○田原委員長 特に今回、まちづくり部でも出されると思うが、まほろばが火事で焼けてしまったわけです。それで、火災保険でどれだけ補填されるのか、その辺もあるし、また中央園地の県

の公園のあたり含めて、やはり県に対する訴えもあるわけですから、あれは真ん中県の公園ですからね。それから、海洋牧場の三十何億円使っている、そういうものもあるし、そういうものをひっくるめた形での計画というのは必要なはずです。そういうことをしっかり精査して、いい計画を2月の定例議会に出ることを期待して質問を終わります。

○川崎副委員長 かわります。

〔委員長交代〕

○田原委員長 復帰しました。

○川崎副委員長 思い出したようで申しわけないが、市長の説明で、まほろばの火事、何かまきストーブにくべ過ぎたから火事になった、宿泊客1人だった、一体誰がくべたのか。管理者なのか、宿泊者なのかということと、どう考えてもまきストーブにくべたから、火が消えても燃え上がって火がつくというのは、普通まきストーブでは常識では考えられないと思うので、もう一度改めて今わかっている範囲であれば、所管ではないのか、ここの。もし答弁があるなら、お願いします。

○星尾日生総合支所長 先ほど委員長から、私ほうの報告は、まほろばについては、まちづくり部の関係なので、そちらのほうで詳しく報告させていただこうと思い、きょうは資料を持ち寄っていないので、9日にさせていただこうと思いますので、それで御勘弁ください。

○田原委員長 ほかに報告事項で。

○尾川委員 過疎自立促進計画に関して、特定の地区もさることながら、やはり人口減少、まち・ひと・しごとのほうの創生総合計画か、それとの兼ね合いを、どこまで過疎自立促進と整合性を持たせるのかというのがちょっと見えなところがあるが、人口減少というのが一番大きいと思う。だから、そのあたりに特に重点を置いて、ばらつきのないように、私が考えている、要するに特定のところへ、今例えば団地1個つくっても、ほかの小学校が潰れてしまうと余り意味がないわけです。だから、いろんなどころへして行って、何とか今の状態をキープできないけど、学校閉鎖までいかないような人員をどうやって確保するかということ、これと過疎自立とは関係ないと言うかもしれないが、やはり延長線だと思う。だから、全体的にすれば、どこの学校のをせえ、どこどこをひっつければいいという、ただ単にというのではなく、このあたりの過疎がらみで計画を立てて、住宅地なんかでも1カ所にたくさんつくるより、できればばらばらにつくり、何とかその地域が全体的に活性化するような形の計画というのを立ててほしいと思う。

○佐藤企画課長 今委員がおっしゃったように、備前市全体が過疎地域になっているので、その全体の過疎地域からの自立促進ということの大目標としているので、その目標に従った計画にしていきたいというふうに思います。

○山本（恒）委員 さっき尾川委員が言ったように、本当に物を平均に見なんだからいけんわ。平均に税金を取りよるんじゃから、多い者から。ぐずぐず言うから言うとかげば、たくさん何やかし、うるさいからしょうがないと、言うことはわかるけど、何にも言わないところは何もない

が。今までの補助金やこ、これら見たってじゃな、そりゃあ既存のところはどつとどつとこ、伊里やこ何にもない。今言いよる山田方谷、蕃山の草刈り賃が2万円あるだけ、そないなかったらいけん。当初予算でも伊里公民館へ600万円のあの酸いにおいのするトイレをつけてくれたけど、それだけじゃ、ほんまに。伊里はほっ散らかしとったって、選挙になったら割れてしまうからというて、そねえなことばあ考えよった人がどつとどつとしよったら、一個も今回、ほんまに平均に。もう出て12年ほど同じことばあ言いよるけど、ずっとそれで来たんじゃもん。平均によろしく。

○佐藤企画課長 先ほど尾川委員にもお答えしたとおり、備前市全体の自立促進を図るという企画ですので、そのように考えてまいります。

○田原委員長 以上で報告事項の質疑を終結します。

\*\*\*\*\* 所管事務調査 \*\*\*\*\*

所管事務調査に入ります。

委員の皆さんからの提案で議題にしたいと思います。

○尾川委員 ふるさと納税の件で、26年度の収支と地域、どういうところから寄附があったかとか、それから何の品物の希望が多かったのか、金額によって違うと言われるかもしれないが、希望だと思う、こっちは。そういったところを調べてもらい、それと備前市が使った、今クレーンの話も出たけど、用途を明確に、26年度と27年度の半年分を一度出してもらえたらと思う。

○佐藤企画課長 今お伺いしたものは、次回委員会まででよろしいでしょうか。

〔「はい」と尾川委員発言する〕

もう一度、どういう情報が必要なのかお教えてください。よろしくお願いします。

○掛谷委員 私もふるさと納税で、返礼品について、最初のときの返礼品と現在、どれぐらい入れかわっているのかわかりませんが、最新版のふるさと納税の返礼品についてもあわせて出していきたい。

○佐藤企画課長 これも次回委員会までで用意させていただきます。

○川崎副委員長 先ほど、今納付金額が10億円を超えたという報告がありました。ということは49%、5億円近い商品の入金があったわけですから、返礼品として5億円近い品物が各ふるさと納税者に届いているという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤企画課長 入金の確認ができてから、協力事業者に、個々の方に送ってくださいという発注をしますので、その発注をした協力事業者からお届けが完了すれば、今委員がおっしゃったように、5億円弱の金額がお届けできたということになるかと思いますが、事業者ごとに人気の商品などについては、なかなか入庫ができないというようなこともあるようですので、今全部完了しているということまでは言えないという状況です。

○川崎副委員長 入金が10億円何ぼだったのなら、発送が終わった金額は何カ月前かわかりませんが、確定できているのではないのでしょうか。その金額は発表できませんか。

○佐藤企画課長 今回のその数字について、今ここに持ち合わせていないので、少し時間をいただければと思います。

○川崎副委員長 それも次回、同じ資料として追加でお願いしたい。

○石原委員 ふるさと納税で、資料の中に返礼品の人気商品ランキングみたいな、数とか。

○田原委員長 ふるさと納税の件はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の項目についていかがでしょうか。

○掛谷委員 びせんnavi、iPadの中に入れているが、この件について、今後の発信の予定なんかはないのでしょうか。例えば、これなかなか難しいですが、空き家情報というのが、これはホームページなんかにもリンクしているが、例えば道路工事をやっていますね。これ今一斉にやっているが、道路工事とか通行どめとか、そういうのも情報がないと思う。ですから、びせんnaviのさらなる充実という、今言ったような例を含めてやっていただきたいが、どのように考えているのか。

○佐藤企画課長 せんだって、びせんnaviの利用者からアンケートをとったというお話をさせていただきました。そのアンケートの結果により、こういった機能をつけてみたらどうかというものを今考えており、備前市のホームページへ直接リンクしていくものであるとか、県の防災ポータルにリンクするとか、そういったものも機能の追加を考えています。こちら28年度にまた予算計上させていただき、その修正に入りたいというふうに思っています。

○田原委員長 ほかの項目についていかがでしょうか。

○石原委員 何でもいいですか。

○田原委員長 ここでテーマを出して、それについて委員同士で議論して、質疑があれば執行部へということになろうかと思えます。

○石原委員 いろいろ考えてはきたが、細やかな質問というのは、何でもいいですか。

○田原委員長 定例会期中ですから、対応してもらえらと思います。

○石原委員 今年度当初予算計上されていた市のホームページの作成業務委託料でしたか、200万円計上されていたと思うが、市のホームページで何かこの委託によって、どこか変わったのかなど、改善されたというか、どこかあるのかという思いで眺めているが、いかがでしょうか。

○藤田秘書広報課長 業者と打ち合わせをしながらやっているわけですが、いろんな事情があり、今実施ができています。

○石原委員 充実を図っていただきたいと思えます。

公共施設についてですが、総合管理計画を現在策定中とは思いますが、こちらの総合管理計画の策定された内容、策定を目指す内容、かなり統廃合、合理化等に向けて具体的な目標設定等もされる形のものなのか、どういう計画ができ上がるのかというところ、現時点でお教えいただければと思います。

○尾野田契約管財課長 総合管理計画ですが、今各施設の状況を調べているところです。それを

もとに今度計画をしていくという状況です。まだ、各施設ごとの分については、再編計画ということで来年度予定しているので、そこまではまだ行っていないという状況です。

**○石原委員** 備前焼ミュージアムについてですが、これもホームページをきのう見まして、市のホームページの中の観光ガイドがありますが、その中の観光スポットを紹介されている中に備前焼ミュージアムがあり、その紹介が古い形のままだったので、また確認をいただければと思います。

それから、備前焼ミュージアム、先週金曜日でしたか、同僚議員とお邪魔してみて、大変西風の強い日でした、玄関に向かってかなりの強風が吹いて、重い扉があくような勢いで、風の音とかなりの、落ちついて焼き物をめぐるような状況でもないように感じましたので、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それから、1階から4階まで上がって見たわけですが、近々企画展も開催されるとのことですが、何か展示内容を見ますと、一入場者の意見としてもお聞きいただきたいが、1階から同じものが4階までということで、内容もすばらしいですが、途中で2階ぐらい、3階ぐらい行きますともうおなかいっぱいになるといいますか、4階まで上がって頑張ってみようかという感じにはちょっとならなかったもので、そういう展示内容もしっかり検討いただければと思います。

それから、御入場いただいた方に、例えば、アンケートの協力を依頼して、どういう感じだったかとか、何か改善点、要望するような点があればというような形でアンケート調査なんかもお願ひされてはどうかと思う。例えばですが、そのアンケートに御協力いただいた方に備前焼の小物というか、お礼としてお配りしたりというようなこともお話をしたので、お伝えをしておきます。御検討いただければと思います。

それから、備前焼ミュージアムについてですが、あのミュージアムの維持管理費はどの程度見込まれていたわけですか。お教えいただければと思います。

**○藤田秘書広報課長** 観光スポットのホームページの関係については、大至急、修正が入るのであれば修正させていただきたいと思います。

風が強いときの、金曜日に行かれたときの対応についても、扉のほうとか、いろいろとちょっと工夫もしてみたいと思っています。対応も考えていきたいと思っています。

展示方法についても、今現在10月からこちらのほうで引き受けているわけですが、館長以下職員で展示方法等ちょっと工夫しようかというようなことも考えており、また来年度に予算化しようというようなことで考えています。

アンケート調査についても、入館者から御意見いただくと、必ずメモをとってそれぞれ職員のほうで伝わるようにはしているわけですが、そういった委員御提案のアンケート調査についても検討していきたいと思っています。

維持管理費については、ほかの議員からもシミュレーションを提出するように言われており、まだ始まったばかりで準備ができていないので、準備ができ次第提出させていただこうと思っています。

○掛谷委員 1点ちょっと、日本遺産の、備前焼を日本遺産にということで、六古窯と連携しながら進めていくという市長のお話がありました。その件について、6市にまたがることですが、これはどういう進め方をされようとしているのか、なかなか今そういう段階ではないかもわかりませんが、どういう手続でどういう活動をして、どのように今後なっていくのか、文化庁へまとめて提出するというのがいつごろになるのかとか、わかる範囲でいいですが、教えていただきたい。

○藤田秘書広報課長 今現在、6市のほうでストーリーを描かないといけませんので、その関連について、各市、町に確認をさせていただいています。それが終わると、県のほうに御相談させていただき、それから来年、文化庁のほうにいろいろとヒアリングを受けるというようなスケジュールになると思います。

○掛谷委員 これがなるかならないか、これはわかりません。しかし、できるだけ出す以上はなったほうがいいと思うが、ただ備前市の場合は閑谷学校がなっているので、もう一つ追加で日本遺産というのが備前市2つになるということになるわけですが、そういうことについては特段に、1つあるからもう一つはだめというようなことはもちろんないわけでしょう。それがあつたら、前提でそういうものがあるならば、これは無に等しいことになるので、よくその辺は調査とか、はっきりさせるべきところですが、問題ないですよ。

○藤田秘書広報課長 ほかに、篠山市なんかもなっているし、丹波焼ですね、2020年までに100カ所ということなので、重なるところは出てくるのではないかと思います。ネットワーク型ですので、単独ではないので、可能性はないことはないというふうには考えています。

○田原委員長 ほかに。

○石原委員 市庁舎問題は、いいですか。

○田原委員長 はい。

○石原委員 市庁舎の件ですが、一般質問でもお尋ねをして、現在第2回の市民意見聴取会に向けての資料を作成中のことで、私への市長の御答弁によると、旧アルファビゼンの中身、図書館等を含めたものも作成しているということで、旧アルファビゼンについての資料という御答弁だったように感じたわけですが、翌日の山陽新聞によると、ありとあらゆる手法、新築も含めた資料を作成という記事が掲載されていたが、そういう形で捉えておいてよろしいですか、その資料というのは。

○藤原総合政策部長 とりあえず、意見聴取会とか委員の皆さんからいただいた御意見をもとに、旧アルファビルへそういったものを追加したらどれぐらいになるのかということと、その総事業費、それから維持管理費等も含めた経費について算出すると。それから、一般質問の答弁でもお答えしましたが、構造的にそういった施設が可能かどうか、そういったものも専門家の方にお問い合わせをしています。

あと、新築についても、聴取会のほうでは平米当たり単価がこれだけで、面積がこれだからこういった概算になりますというような簡単な説明でしたが、もう少し具体的にこういった建築方

法だったらこれぐらいになりますというような、もう少し具体的な方法で検討はしていけたらなというふうに思っています。

今までは、新築と、それから現地での耐震改築、それからアルファビゼンへの移転と、この3つであったわけですが、もう少し選択肢をふやして比較できたらというふうには考えています。

**○石原委員** その資料の中に、専門業者に委託しないとなかなか算出できないものも多いでしょうが、その中に本体事業費のみで今アルファについては出されていると思うので、附帯事業費の面も、例に挙げた高梁市の27億円の件もありましたが、そういうところも含めて、やはりどういう手法を選ぶかというのは判断しないと、本体事業費のみで比較もできないと思うので、可能な範囲で最大限よろしくお願いします。

それから、市民の声をより広くお聞きしてはということで提案したが、市長から、現在では考えていないということで答弁があったが、アンケートも手間もかかるし、費用も幾らかかかるわけですが、ぜひとも可能なら、広い地区にわたって無作為に抽出した、例えば1,000人とか2,000人の方にアンケートをお送りして御協力を依頼するということは思っています。市長の答弁では考えていないということだったが、執行部でも御検討いただければと思います。

それから、市民の声を広くという中の一つとして考えられるのが、毎年行われているが、こちらは市民協働課かもしれないが、市民との各地区での意見交換会、こういう機会も一つあると思うが、市民との意見交換会というのは今年度の予定は近々にあるのか。もし、それが開かれるのであれば、大きなテーマの一つとして、市庁舎についてというようなこともしっかりと御意見を頂戴する場面をつくっていただければと思うが、もし開かれるのであれば、いかがでしょう。

**○藤原総合政策部長** 意見交換会については、詳しいことは把握していないが、恐らく昨年度と同じような格好にはなるのではないかなと思っていますが、市の庁舎については、まだ、この前の一般質問でも申し上げたように、余り検討するような材料が提供できるところまではまだ行ってないため、今年度ぐらいに意見交換会が行われるとすれば、ことし12月までですね、12月あるいは1月ぐらいまでということであれば、ちょっと時期的に難しいと思っています。

資料等ができれば、まず議員の皆様方に先にお示しはしていきたいというふうには思っています。

**○川崎副委員長** 移転でなく新築で考えるなら、私はぜひ検討課題に入れていただきたいのは、場所的にはここを壊すとすると仮住まいが要るし、またその改修費などが要りますので、私は一番最適は同和鉱業跡地の機関車、SLが今あるかないか知りませんが、宇野バスがよくとまっている、あそこらが中心の中心で場所的には一番いいとは思っているが、買収費の関係で同和鉱業は単価が安ければ売らないというようなこと、そういうことがあったが、備前市のためにということで、少し同和鉱業にも折れていただくというのが一点。

それから、土地購入して新築するのと、もう一つ将来の発展を考えると、前にも議論しているが、どうしても浦伊部の再開発、塩漬け状態が40年以上も続いた状態であるので、新築移転ということなら、できればそこへ埋め立て道路整備ということで、道路整備まで費用に計上する必

要はないが、買収費と埋め立て含めて新築した場合どれぐらいかかるのか、同和鉱業跡地に土地を買収して新築する場合と、単価的に総額でどういう違いがあるのか、そういうのも概算の参考に、新築すべきか、ここを建てかえすべきか、アルファに移転すべきかといった3点セットで価格、単価、比較をしやすい材料が、少々かかっても出していただいたときに市民が大きくこの案がいいということで集中できれば、その案でやっていただきたいと考えているので、よろしくお願ひします。

**○掛谷委員** アルファについて、本当にいろいろ御意見があると思う。ただ、執行部が原案に基づいて第1回目の意見聴取会を開いて、それをもとにどういう形を今度絵を描くか、そこが今待たれるところです。

ただ思うのは、アルファに行ったときに、この今の場所、現庁舎をどうするのかという問題や、例えばアルファビゼンの駐車場の平面駐車場はどうなのかとか、そんな絡んだ話、総合的なことになると思う、図書館も含めて。図書館を入れると重たいから、それはもう一回耐震設計をやり直さないといけないとか、いろいろあるわけですよ。ですから、出される案の中には、一つ決めて次に行くというのも、それは考え方あります。ただ、総合的に考えなければならぬと、必然的に、そういうものもやはり入れてこない、それはいろいろ枝が分かれてとつか、ちょっと外れたら問題になってくるわけです。ですから、出されるならば、ちゃんと執行部案の中に、そういった僕が今話をしたものをに入れて、やはり出していただきたいと私は思います。

いろんなところに移る件は考えられるが、今その案ではないはずなので、まずは執行部のものの案を最大限皆さんが評価できるようなちゃんとしたものを出さないと、川崎委員が言ったようなことも出てきますし、いろんなことが出てくるのではなからうかと、このように思いますが、総合的に考えるようなお考えをお持ちでしょうか。

**○藤原総合政策部長** 委員の皆様方がおっしゃられた御意見を十分参考にした資料を作成していきたいとは思っています。ただ、一番頭に入れておいてほしいのは、合併特例債については31年度までしか使えないというのがあるので、これは念頭に置いてほしいと思っています。

完全に新しいところへ新築した場合、大抵5年前後ぐらいかかっているの、そのあたり、時期的なものがちょっと難しいという感じがしています。

**○川崎副委員長** 掛谷委員、ちょっと誤解しているので、私は今の路線を変えろということを行っているわけではないです。その路線でいいかどうかの判断に、新築した場合、適正な場所というのはその2カ所ぐらい、プラスアルファと言うなら、私はパナソニック跡地、それから雇用促進住宅の跡地はちょっと狭いと思ったりしているので、その辺で移転するとしたら、土地購入費と建設費とでどれぐらいかかるのかというのが比較検討で、やはりこれしかない、移転しかないという判断をする材料としても、新築はざくっと30億円何やかんや言わずに、具体的にこれぐらいはかかるという比較する指標としてそういうものを出していただければ、最終的に議会も市民も移転で我慢するしかないな、いややはり我慢して合併特例債は公共事業の全ての改修耐震化に使って、もう本庁の移転は31年か32年以降の備前市が将来発展する見込みができたとき

に、本庁舎は新築するという意味で、10年後でも20年後でも、考えようによってはそれ以後でも構わないわけですから、やはり最優先してすべきは何かと考えたときに、アルファがあるからそれに乗ろうかということが適正な判断と言えるかどうかの建設費や単価的なものを含めて比較できるような総合的な資料を出していただかないと、やはり議会も世論も大きく分かれていきますよという意味で言っているのです、路線を変えてということは一切言っていないので、御理解ください。

○藤原総合政策部長 御意見等は十分理解できました。ありがとうございます。

○尾川委員 それで今、藤原部長からスケジュール的な話が出ました。要するにいろいろ、市民との協議会、そういう会でいろんな意見が出てきましたが、それに対して、何らかの対策というか、代案というか、出していこうとして、それをまとめて出すという話に聞こえたわけです。それはいつごろ予定というか出てくるのか。市民のいろんな意見が出ているが、その中にざっくり入れて総額費用も出てくると思うし、内容もこのくらいまでやろうと、いつごろそれは予定、方向を要するような予定になっているのか。

○藤原総合政策部長 総額を出そうと思えば、かなり日程的にはかかると思うので、ちょっと今のところは、これ一般質問でも申し上げたと思いますが、今のところまだはっきりとはしないので、ある程度ははっきりしてき出したら、また御報告をさせていただけたらと思います。

○尾川委員 合併特例債が31年度中ということになっているわけでしょう。それは時間がないですよ。そのあたりが何か知恵がないですか。話を聞いていても、よくわからん、明確になっていない、むにゃむにゃという感じでね。難しいのはわかりますよ、そりゃあ。

○藤原総合政策部長 知恵を出し合いながら、なるべく早く移転なり新築なり、どうなるかわかりませんが、早く結論を出してはいきたいと思っていますが、なかなか難しい面がありますので、できるだけ早目に……。

○尾川委員 年度がわりになるしな、それ以上言わんけど。

○田原委員長 ちょっとかわってもらいます。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 田原委員。

○田原委員長 いろいろこの件について御意見が出ています。そういう中で、まずアルファありきという形で意見聴取会も行いました。先ほど来、部長の話を聞かせてもらおうと、議会でいろんな意見もあるし、やはり3つの案、要するに現在地で建てかえの話とか、耐震化の話とか、そういう話、図書館を入れろという話や、いろいろある中で、それらをひっくめて考えると、ちょっと時間がかかるというような答弁のように聞いたわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。市長は、とにかくアルファの原案を修正しないという答弁をしているが、部長の答弁からいうと、いやそうではなく、かなりその前段のそういうようなものを比較検討する資料も含めて出してもいいかなというようにも聞こえたわけですが、その辺はどんなですか。

○藤原総合政策部長 先ほど申し上げたように、いろんなやり方を今後検討していただくような

資料にはしたいというふうに思っています。

**○田原委員長** そういう中で、もう期限が決まっているわけですよ、タイムスケジュールはね。合併特例債を使わなかったら、庁舎の移転なんてできないだろうというふうに思われます。そうなってくると、ラストが決まっているので、これもいつまでもこの委員会で、我々の委員会でアルファビゼンのこともありましょう、企画という形で庁舎移転もありましょうが、私は委員の皆さんにも提案方々執行部にもお聞きしますが、やはり庁舎問題特別委員会ぐらいつくり、議員全体の中にもっと大きなテーマをぶつけてもらったほうが、やはり結論が出やすいと思うわけです。最終的にアルファになるなら、それはそうとしても、その前段の現庁舎の建てかえ、また新しい場所の問題、これも今出た場所以外にもいろいろあると思います。そのあたりも、やはり庁舎全体ということになると、我々の所管事務だけでなく、教育委員会の問題もあるし、図書館ということになるとまた所管が違うし、そうなってくると、やはり議運なら議運で練っていただいて、庁舎問題特別委員会を設置してはどうかというようなことを私は個人的には考えるわけです。所管の委員長として権限放棄するような感じですが、逆にタイムスケジュールが決まっているので、早く結論を出すためには、すったかもったかやっていたら間に合わないようになりますよという不安を持っています。要するに、あくまでもアルファビゼンを中心とされるのか、もっと広い意味での庁舎問題全体に対する御意見を議会からも聞きたいという気持ちがあるかどうか、いかがですか。

**○藤原総合政策部長** 資料等できれば委員会のほうに報告するということですので、そのあたりは委員の判断になるのではないのでしょうか、設置するかどうかについては。

**○田原委員長** ということは、かなり広くそういうことも含めた形のたたき台が出てくるという解釈をしておけばいいですね。

**○藤原総合政策部長** それでよろしいかと思えます。

**○田原委員長** 執行部がああいうような意見ですので、委員として言わせてもらっています。そういうことのようにです。よくわかりました。

**○川崎副委員長** かわります。

[委員長交代]

**○田原委員長** 委員長に戻ります。

**○山本(恒)委員** そりゃ、この前寄せて、いろいろ資料をしょんじゃろうけど、ころころころころ、こっちへかわし、あっちへかわしたりしていたら、一貫性が一個もないから誰も信用すりゃへん。その中で議員の3分の2も要るといったりしてから、何年たっただけできりゃへな。もうちょっときちっと、言い出して、行き出したら、一貫性がないといけん。何でもありますというたら、そりゃ今言いよった、伊里の駅前のあそこが一番ええわ、広いし。そりゃあな、何でもありは自由だからええけど、新しいところを決めます、それからアルファ行きます、ここを耐震します、吉永へ行きます、伊部へ行きますというぐらいなんでじゃな、そりゃ市長の選挙とあわ

せてでもそれをしたら1年半ほどでできるんじゃないわ。そうせなんだらいけんわ。こんなもん何ぼ、何時間何日、反対する者がおってじゃな、そねえな者が半分おるのに、何しに進みやあ。そりゃもうちょっと一貫性を持たなんだら、みんなの折り合いがええようにいうたって、折り合いがよかったら、絶対向かんもん。今でも、今度の最終日に決ったらええ、庁舎、今のところでええか、アルファがええか、新しいところがええか、それぐらい採決とってもらったらええが。何ぼでも臨時じゃ何じゃかんじゃ言うてから、議案出してくるのに、最終日に出してくるのどうもありゃへんと私は思うけどな。折り合いのええようにみんなになすりつけるようなことばあしたらいけんわ。

○藤原総合政策部長 いろんな御意見はあるとは思いますが、うちが皆さんの御意見を聞いた中で、新しくまた選択肢もふやして御提示させていただきますので、よろしくお願いします。

○山本（恒）委員 それじゃったら、一番初めに寄せてから、ここでアルファで、10億で12億でと言いつたの何じゃったん。

○田原委員長 いろいろな意見の中で……。

○山本（恒）委員 人が言いよるのになら……。

○田原委員長 いやいや、私が整理しよんです。そういうことの中で執行部は、そういうこともひっくるめた提案を次回したいと、こういうことのように。それでなおかつ追加で答弁があればどうぞ。

○藤原総合政策部長 当時はその方向でということだったということですが、市民の皆様や議員の皆様からの意見を聞いて、新たに選択肢をふやしていこうということですので、御理解のほどよろしくお願いします。

○石原委員 本当に聞けば聞くほど意見は出てくるでしょうし、一般質問でも言いましたが、そもそものこの件の取っかかりというか、出てき方が、いきなり旧アルファへ政策監の検討事項がらっと180度転換されて、市長は執行部、幹部と十分に検討した上で方針を決定したと毎回のようにおっしゃるわけですが、じゃあその市長のものの政策監が長い月日をかけて幾らかの候補地も上げて、視察も行った上で出された結論、方針をわずかな期間の間がらっと方針転換をされて出てきているということ。それから、長い期間かけてわざわざおくれてまで調査されたが、出てきたのが概算10億円という、本当に本体事業費のみの提示であり、比較されているのが新築の場合であれば、高梁市役所の25から30億円ですよ、新築であれば。片やこちらは旧アルファについて言えば、概算で事業費が10億円ですよ。急遽市民聴取会の直前ですから、市民聴取会でこの委員会への提示もないまま、ここの庁舎の改修、改築計画が12億円ですという詳細が、図面が出されたと。

その流れを見ても、どうしても納得いかないのは当然であろうかと思うし、それから時間のこと、合併特例債の期限のこともあるので、そんなにはもう議論を長引かせては、市庁舎問題自体がおくれますので、次の意見聴取会、それから委員会、議員側への情報提示もちょっとぐらいの時間をかけて、慌てず、ちょっとでも十分な形で、可能な限りでもろもろの経費も含めたもので

しっかり比較する形のもが出てこない、結局第2回の市民聴取会を開かれても、恐らく前回と同様のような御意見が噴出して、結局またそこでストップするような形も想定されるので、議会としても、委員会もありますが、最終的には移るにしてもどうなるにしても、結局3分の2以上の賛同が要るわけでしょうから、現状の計画なり説明なり、それから旧アルファの建物、現状を見るにつけ、あの建物の中でどういう改修が行われようとも、構造上の問題であったり立地上の問題であったり、駐車場の問題というのは何をどう改修してもついて回るわけです。窓のない建物で、あの中で職員の方がずっとデスクワークをされる、そういう光景がどうしても皆さん耐えられないのではないかと思う、行ってみないとわからないが。ここの議場は、窓がありません。議場は全く窓のない空間ですが、あそこも我々が入って議論をする、座るといのは年に数えても恐らく20日程度だと思います。だから、おれるわけでしょうが、365日というか、勤務時間中ずっとあの場所で仕事をしましょう、市民を受け入れましょうと言われても、多分僕は幾ら真ん中に吹き抜けをつくられても、精神的にも病むのではないか、職員。これは行ってみないとわからないが。職員のアンケートの件、一般質問でも出たが、参考までにお聞かせいただきたい、当初の案を改善すべくさまざまな御意見を職員の方からいただいたという御答弁がありました、そのアンケート内容、何か重立ったようなものとか、御紹介できるようなものがあればお教えいただきたい。

**○藤原総合政策部長** アンケート内容については、先ほど委員おっしゃったような、窓がないとか、駐車場が1階にあるので排気ガスの処理だとか、それから地下がカビ臭いというような、執務環境について心配をする職員の方がいたのは事実です。

**○石原委員** そういうこともあるし、一度中も見せていただきましたし、どんな改修計画を出されても、あくまでもここでは一委員ですが、旧アルファビゼンへの市庁舎移転自体に僕はどうしても賛同できません。こういう議員が、わかりませんが、3分の1以上いたら、どういう計画を出されても移転はできないわけですから、仮に工事が進められたとしても最終的な移転は認められないわけですから、ではなくて、その前に時限的なリミットもありましょうが、しっかりと新築、改修、あちらへの移転も含めてしっかりと検討をまずはしないと、幾ら旧アルファビゼンの計画を、中身をより空きスペースを少なくするようなことをやられても、結局議会での賛同もわかりませんし、その前にも意見聴取会もされるわけでしょうが、それから委員会にも諮られるでしょうが、しっかりまずはどこを選んでどの手法を選ぶかということを決めて皆で向かっていくべきというふうに思います。

**○田原委員長** そういう意見の中で、とにかく3分の2賛成しないと、前行きできない重大な議案なので、この委員会で抱えているだけではいけないのではないですかと。やはり意見集約ができる機関をつくり、議長のもとですね、それで検討したほうが良いという提案を皆さんにさせてもらったわけです。あくまでこの委員会でやるということであると、こういう個別の意見の終始に終わってしまうということで、タイムリミットが続くのではないかと、このように思っていますので、できれば議運なりにそういう意見を持ち上げて、今後の検討を進めていったらどうかと

いう提案をさせていただいています。

**○川崎副委員長** 私はそういうことでもいいと思うので、このメンバーの中にも議運のメンバーがいるわけですから、厚生文教委員会の中のメンバーがそろえば議運が開かれるわけですから、議運で本庁舎移転問題特別委員会をつくろうということなら、そこで出てくる、いつ出てくるかちょっと不安がありますが、できるだけ早く出てくれば、特別委員会がそれに照応してつくってやったらいいんじゃないですかね。やはり3分の1以上反対だめなわけですから、3分の1反対の人が納得できる案をつくる以外に本庁舎は移転できないという結論があるわけですから、議運で慎重に審議していただき、いつごろから特別委員会をつくって最終決定するまで特別委員会を開催すると、継続していくということであるなら、私はそれで結構だと思います。ここで特別委員会をつくるかつくらないかという決定は権限外だと思うので、ですから議運でやるべき議題だと思うので、ここへ出てきたいろんな議論を踏まえて、議会運営委員会で決定していただければ結構だと思います。

**○田原委員長** そういうことでまとめさせてよろしいですか。

**○掛谷委員** それでいいと思います。ただ、執行部がしっかりまとまった案、この時期によると思う。だから、1月も2月も3月も出ないというようなことでは、やはりおかしなことなので、いつそれを出されるのかというタイミングがあると思う。それをしっかり見据えて、議運の中では今の話は出しても別に構わないとは思いますが、タイミングがあると思うので、そこはしっかりとやっていかなければならないと。議運で話をすることは特別問題はないかとは思っています。

**○田原委員長** そういうことなので、一応議長のほうへはそのように報告してしかるべき方向をしなかったら、うちの委員会でじつとこの問題を持っているとタイムリミットになる危険性があるということをお伝えをしておきます。

**○尾川委員** 皆意見言いよるから、私も言わせてもらう。どっちかといえば、私は当事者みたいなものだから、余り決めつけて発言してもらったら困ると思います、私は。それで、今執行部が案を出そうとしているわけだから、それを待ってから動くということで、いろいろやはり歴史を見たり、経緯を見たり、そういうことを踏まえて発言してもらいたいと思う。地元としたら、アルファビゼン困っているわけじゃ。困りよる。

**○田原委員長** それを前進させるためにも……。

**○尾川委員** 今執行部が案を出そうとしているわけだから、それを待てばいいがと言っている、まずはね。

**○掛谷委員** 基本はね。

**○川崎副委員長** それと並行して、特別委員会、本庁舎をどうするかというのは並行でも別に構わないではないですか。必ずしも本庁はあそこへ入る必要がないわけだから。それで再開発できますか。

**○尾川委員** ただ、案が出ないことには、それをもって動けばいいのではないかと、こちらが。提案せえと言うんならわかるよ、もうおめえらに任せるというて執行部が言いよんならね。

**○川崎副委員長** いや、尾川委員、本庁舎が入らない案が出てくるなら、それはそれで改修工事でどんどん行けば、過半数予算決定でいけるわけですが、本庁舎移転ということになれば、3分の2の賛成が要するという条件があるので、そういう案も含めて、出てくるのであれば、同時並行的に本庁舎問題特別委員会をやり、その中で3分の2以上がオーケーだという案を同時並行で練っていただいて、別に矛盾はしないと私は思います。

**○田原委員長** あくまでもこの委員会でその案を受けるのか、要するに次にステップのできる、庁舎問題、アルファを含めた庁舎問題を受け皿とする、審議する機関を設けたほうがスムーズに行くのではないかという議論を議運でもらったらということです。

**○山本（恒）委員** それは、もうこのほか、みんな同僚議員の腹のうちはわかるとるが。ただ、それをどねえにぶちめぐかという方策だけじゃからじゃな、やはりそねえなんでしたって、ここらが一貫性がないからじゃな、そりゃふにゃふにゃふにゃふにゃなりよるけど、それはもう、じゃったらすぐ数とったら、5カ所か6カ所にして、そうせなんだら合併特例債やこは使えんわあ、こねえな人ばあがじゃな、自分の言うたほうへばあ持っていこうとしとるのに、まともにみんなのことやこ一個も考えてねえんじゃもん。

**○田原委員長** そやから、ここで決をとっても、今度全体で決をとらないといけないわけだから、全体で決がとれるような意見集約をする場をつくったほうがいいのではないのでしょうかという提案です。そういう意味ですよ。

**○山本（恒）委員** そりゃさっき尾川委員が言いよったように……。

**○石原委員** 済いません、さっきの山本委員の発言で、まともにみんなのことを考えていないという……。

**○山本（恒）委員** いや、そうじゃが、この者も、この間も来てから言よったが、片上の人やこでも、皆ぜひ困りよんです、よろしゅうお願いしますというて言いよったが、地域の方は。せやから、それはもうその人のとり方だからしょうがないわな。皆自由、出てきている者は、反対しようと思えんやと賛成しようと思えんじゃもん。

**○石原委員** 片上からもそういう御意見もおありでしょうし、めいじゃろうとか、そのような思いで僕らもここへ出てきているわけではないですし、広い市民の御意見を少しでも代弁すべくここへ出てきて、あの場で物申すわけですから、この後ろにはくれぐれも僕ら、皆さんもそうでしょうが、議員個人としての意見でなく、広い市民はこういう思いの方が多いですよというのを少しでも伝えるためにいるわけですから、みんなのこと何も考えてないとか、そんなことは絶対ないですよ。

**○山本（恒）委員** いやいや、それでもやはりな、わしは表現があれかわからんけどじゃな、そりゃあ、ある程度取り巻きいうかな、そこら周りの分も考えなんだら、わしら聞きよったら、ああこの人はもうめぐことしか言わんな、そねんなわしら考えじゃからな、それで意見を言わせてもらいよるんじゃ。

**○田原委員長** とにかく委員長としてまとめさせてもらいます。議運へ相談させてもらいます。

というのが、私たちが受けているのは、アルファの活用、それから企画の分野です、我々の委員会の所管がね。それがやはり庁舎ということになると、やはり議員全体の問題になりますので、そのあたりは受け皿としてどういう受け皿がいいのかということを経験のほうでもんでもらいたいという提案をしておきたいと思います。そういうことでさせていただきます。

以上で総務産業委員会を閉会します。

午後3時07分 閉会